

# 建築工事等検査・監督必携

令和3年10月

佐賀県  
（ 県土整備部  
農林水産部  
地域交流部 ）

## 目 次

1. 佐賀県建設工事検査規程【共通】	P 1
2. 建築・設備工事検査要領	P 5
3. 建築・設備工事検査基準	P 16
4. 建築・設備工事検査取扱い要領	P 20
5. 建築・設備工事監督要領	P 24
6. 建築・設備工事監督指針	P 36
7. 監督業務取扱い要領	P 40
(工事成績評定、通知、公表要領)	
8. 建築工事等工事成績評定要領	P 42
9. 建築工事等工事技術的難易度評価実施要領	P 69
10. 工事成績評定通知要領【土木・建築共通】	P 81
11. 工事成績評定公表要領【土木・建築共通】	P 92
(評価委員会)	
12. 成績評定評価委員会設置要領【土木・建築共通】	P 95

# 1. 佐賀県建設工事検査規程

【共通】

## ○佐賀県建設工事検査規程

平成 13 年 3 月 30 日  
佐賀県訓令甲第 8 号  
本府  
現地機関

佐賀県建設工事検査規程を次のように定める。

### 佐賀県建設工事検査規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、県において執行する建設工事(以下「建設工事」という。)の検査の実施について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)、佐賀県財務規則(平成 4 年佐賀県規則第 35 号。以下「規則」という。)その他の規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事検査員 規則第 2 条第 9 号に規定する収支等命令者又は規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により再委任を受けた者(以下「収支等命令者」という。)が、建設工事について規則第 117 条第 4 項の検査を命じた職員又は同項ただし書に規定する職員以外の者をいう。
- (2) 請負者 県と建設工事の請負に関し契約を締結した者をいう。

(平 20 訓令甲 9 ・ 平 21 訓令甲 5 ・ 一部改正)

#### (検査の種類)

第3条 建設工事の検査(以下「検査」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査(工事の完成を確認するための検査をいう。以下同じ。)
- (2) 既済部分検査(工事の完成前に対価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分(性質上可分の工事の完済部分を含む。)を確認するための検査をいう。以下同じ。)
- (3) 中間検査(工事の施工の中途において、特に確認が必要な場合に行う検査をいう。以下同じ。)

#### (工事検査員の心得)

第4条 工事検査員は、厳正かつ公正に検査を行わなければならない。

#### (検査の立会)

第5条 工事検査員は、検査を実施するときは、請負者又は現場代理人及びその主任技術者等(主任技術者又は監理技術者その他必要な専門技術者をいう。以下同じ。)の立会を求めるものとする。

#### (検査の時期)

第6条 完成検査に係る監督・検査・確認申請書の提出のあったときは、提出された日から14日以内に当該検査を行わなければならない。

2 中間検査又は既済部分検査に係る監督・検査・確認申請書の提出のあったときは、遅滞なく当該検査を行わなければならない。

(検査の方法)

第7条 工事検査員は、建設工事が、その契約書及び設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に基づき適正に施工されたかどうかを、当該建設工事の施工状況、出来形、品質及び出来ばえについて検査を行うものとする。

2 前項の検査の技術的基準は、工事を所管する部長が別に定める。

(平16訓令甲1・平28訓令甲6・一部改正)

(手直し指示)

第8条 工事検査員は、検査の結果、手直し工事の必要があると認めるときは、請負者に対し書面により手直し工事を指示するものとする。ただし、手直し工事の内容が軽易なものである場合は、口頭で行うことができる。

2 工事検査員は、前項の手直し工事の指示(軽易なものを除く。)を行った場合は、その要旨を収支等命令者に報告しなければならない。

(手直し検査)

第9条 前条第1項の規定により行った手直し工事に係る検査については、第7条の規定を準用する。

(検査の中止)

第10条 工事検査員は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、検査を中止するとともに、直ちに収支等命令者にその旨を報告しなければならない。

(1) 請負者又は現場代理人及びその主任技術者等が工事検査員の指示に従わず、検査の実施が困難なとき。

(2) 工事の施工状況が設計図書と著しく相違することにより、工事の施工の結果に重大な欠陥を生じるおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、検査することが不適切と認められるとき。

(検査結果の報告)

第11条 工事検査員は、検査をしたときは、遅滞なく、その結果を収支等命令者に報告しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、検査の実施について必要な事項は、工事を所管する部長が別に定める。

(平16訓令甲1・平28訓令甲6・一部改正)

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(佐賀県土木工事等検査規程の廃止)

2 佐賀県土木工事等検査規程(平成元年佐賀県訓令甲第 4 号)は、廃止する。

附 則(平成 16 年訓令甲第 1 号)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年訓令甲第 9 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年訓令甲第 5 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年訓令甲第 6 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 2. 建築・設備工事検査要領

# 建築・設備工事検査要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、佐賀県建設工事検査規程（平成13年佐賀県訓令甲第8号。以下「規程」という。）第12条に基づき、佐賀県（県土整備部、農林水産部及び地域交流部）が執行する（県土整備部、農林水産部及び地域交流部以外の各部局からの依頼工事を含む）建築工事及び建築設備工事（以下「建築工事等」という。）の検査に  
関し必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本庁契約 本庁県土整備部、農林水産部及び地域交流部各課で執行する工事（受託工事を含む）に係る契約をいう。
- (2) かい契約 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第2条第7号の規定により指定された県土整備部、農林水産部及び地域交流部のかいで執行する工事（受託工事を含む）に係る契約をいう。
- (3) 技術検査 技術的な観点から工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を行うことをいう。

## (工事検査員の任命)

第3条 規則第2条第9号に規定する収支等命令者又は規則第3条の2第1項の規定により再委任を受けた者は、工事検査員を任命するときは、建築工事等検査員任命基準（別記1）により行うものとする。

2 工事検査員の任命は、検査ごとに行うものとする。

## (工事検査員の制限)

第4条 収支等命令者が、建築工事等について規則第117条第4項の監督を命じた職員（以下「監督員」という。）は、特別な場合を除き、その工事の工事検査員となることはできない。

## (中間検査)

第5条 工事検査員は、主要な建築構造物及び設備工事等で完成検査時には不可視となる主要な部分や設備機器の性能に関する検査については、建築・設備工事検査取扱い要領に基づき中間検査を行うことができる。

2 請負者は、中間検査を受ける必要があるときは、建築工事等中間検査確認申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

#### (検査手続き)

- 第6条 県土整備部、農林水産部及び地域交流部の收支等命令者は、監督・検査・確認等申請書（完成通知書）が請負者から提出され入札・検査センターの検査者が検査をするときは、入札・検査センター長あて送付書に申請書の写しを添えて提出するものとする。
- 2 県土整備部、農林水産部及び地域交流部以外の收支等命令者は、入札・検査センター長に工事の検査を依頼するときは、建築工事等検査依頼書（様式第2号）により行うものとする。
- 3 入札・検査センター長は、前2項により工事検査員を任命した場合は、工事検査員名等を通知しなければならない。

#### (技術検査)

- 第7条 工事検査員は、完成検査、既済部分検査及び中間検査時に技術検査を行うものとする。
- 2 技術検査の結果は、工事成績の評定を行う時に評価するものとする

#### (監督員の検査準備)

- 第8条 監督員は、検査が行われるときは、次に掲げるものを準備しなければならない。
- (1) 契約書及び設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等）
  - (2) 計画通知書及び関係法令の届け出書及び許認可済み証等
  - (3) 工事監理資料（工事監理委託による工事監理報告書・工事監理記録書等の資料）
  - (4) 工事管理資料
  - (5) 測量機器、カメラ及び黒板
  - (6) シュミットハンマー及び破壊検査に必要な機器
  - (7) 測点の表示
  - (8) その他工事検査員が必要と認められる資料及び用具

#### (手直し指示等)

- 第9条 工事検査員は、規程第8条第1項の規定による指示を行うときは、手直し工事指示書（様式第3号）により監督員を通じて行うものとする。
- 2 手直し工事が完了したときは、手直し工事完了届（様式第4号）により監督員に届け出なければならないことを請負者に指示するものとする。
- 3 手直し工事の内容が軽易なもので口頭で行う場合は口頭指示・措置確認書（様式第5号）により監督員を通じて措置するものとする。
- 4 工事検査員は、規程第8条第2項の規定による報告を行うときは、手直し工事指示報告書（様式第6号）により行うものとする。
- 5 監督員は、請負者から手直し工事完了届が提出されたときは、速やかに手直し工事の完了を確認し、その結果を工事検査員に報告するものとする。

(手直し検査)

第10条 工事検査員は、前条第2項の規定に基づく手直し工事完了届（様式第4号）が提出されたときは、速やかに手直し工事検査を行うものとする。

(検査結果の報告及び通知)

第11条 工事検査員は、規程第11条の規定により報告するときは、監督・検査・確認結果報告書及びその他必要な書類により行うものとする。

2 収支等命令者は、工事検査員より検査結果の報告があったときは、請負者に対し検査結果について通知しなければならない。

(工事成績の評定)

第12条 工事検査員は、検査（既済部分検査を除く。）を実施したとき、監督員は工事が完成したとき、当該工事の成績についての評定をしなければならない。

2 工事検査員及び監督員は、前項の評定をしたときは、前条に規定する報告とあわせて、その結果を収支等命令者に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

(佐賀県土木部検査要領の廃止)

2 平成11年の要領は廃止する。

附 則

1 この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

## 別記 1

## 建築工事等検査員任命基準

収支等命令者又は、規則第3条の2第1項の規定により再委任を受けた者は、次表の工事検査員欄に掲げる職員の中から、工事請負契約ごとに工事検査員を任命するものとする。

工事区分	工事検査の種類	工事検査員の任命者	工事検査員
8,000万円以上 の工事 (本庁契約)	完成検査 既済部分検査 中間検査	収支等命令者又は規則第3条の2第1項の規定により再委任を受けた者	検査監、副検査監又は、本庁各課の副課長相当職以上の職員から任命する。
8,000万円未満 の工事 (本庁契約)	完成検査 既済部分検査 中間検査	収支等命令者又は規則第3条の2第1項の規定により再委任を受けた者	検査監、副検査監又は、本庁各課の副課長相当職以上の職員から任命し、止むを得ない場合には、係長職の職員から任命する。
8,000万円未満 の工事 (かい契約で 検査依頼分)	完成検査	収支等命令者又は規則第3条の2第1項の規定により再委任を受けた者	本庁受託各課の副課長相当職以上の職員から任命し、止むを得ない場合には、係長職の職員から任命する。

- ★ 建築本体工事に付帯する設備工事は、建築本体工事区分の取り扱いに準ずる。  
なお、工事検査依頼分について、上記任命基準によりがたいときは別途協議するものとする。
- ★ 上記表により止むを得ず係長を工事検査員として任命する場合は、自らが監督又は監督員の上司として担当した工事の工事検査は除くものとする。
- ★ 特殊な専門工事の検査については、その都度検査依頼と同時に工事検査員の任命について協議するものとする。

様式 第1号

## 建築工事等中間検査確認申請書

收支等命令者

様

下記工事について、建築・設備工事検査要領第5条第2項の規定により工事の中間検査を実施してください。

記

1. 工事名 第 号
2. 工事場所
3. 請負者
4. 請負金額
5. 契約工期 年 月 日 ~ 年 月 日
6. 工事検査の内容
7. 工事検査予定日
8. 監督員の職氏名

年 月 日

申請者 住所  
氏名

様式 第2号

建築工事等検査依頼書

第 号  
年 月 日

入札・検査センター長

様

(収支等命令者) ○○○○長

建築工事等検査の実施について(依頼)

下記工事について、建築・設備工事検査要領第6条第2項の規定により工事検査の実施を依頼します。

記

1. 工事名 第 号
2. 工事場所
3. 請負者
4. 請負金額
5. 契約工期 年 月 日 ~ 年 月 日
6. 工事検査の種類
7. 工事検査予定日
8. 監督員の職氏名

様式 第3号

手直し工事指示書			
工事番号 工事名	第 号		
工事場所			
請負者 氏名			
請負金額			
契約工期	年 月 日 ~		成 年 月 日
検査日	年 月 日	手直し期限	年 月 日
監督員		請負者側立会者	
手直し指示事項	<hr/>		
上記のとおり措置されたい。 年 月 日 請負者 様 工事検査員職氏名			

様式 第4号

手直し工事完了届			
工事番号 工事名	第 号		
工事場所			
請負者 氏名			
請負金額			
契約工期	年 月 日		成 年 月 日
検査日	年 月 日	手直し期限	年 月 日
監督員		現場代理人	
手直し指示事項	<hr/>		
上記指示事項の手直し工事が完了したので届けます。 年 月 日 収支等命令者 様 請負者			

## 口頭指示・措置確認書

検査員 職氏名

工事番号	第 号		
工事名			
工事場所			
請負者 氏名			
請負金額			
契約工期	年 月 日		年 月 日
検査日	年 月 日	手直し期限	年 月 日
監督員		請負者側立会者	
手直し指示事項	請負業者側の手直し指示事項を記入する欄です。 本欄は複数行記入可能で、各行には点線が表示されています。		

## 様式 第6号

手直し工事指示報告書			
工事番号 工事名	第 号		
工事場所			
請負者 氏名			
請負金額			
契約工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
検査日	年 月 日	手直し期限	年 月 日
監督員		請負者側立会者	
手直し指示事項	<hr/>		
取支等命令者	様	年 月 日	
このことについて、上記のとおり指示しましたので報告します。			
工事検査員職氏名			

### 3. 建築・設備工事検査基準

# 建築・設備工事検査基準

## (趣旨)

第1条 この工事検査基準は、佐賀県建設工事検査規程第7条第2項の規定に基づき、佐賀県（県土整備部、農林水産部及び地域交流部）が執行する（県土整備部、農林水産部及び地域交流部以外の各部局からの依頼工事を含む。）建築工事及び建築設備工事（以下「建築工事等」という。）の検査の技術的基準に関し、必要な事項を定め検査の適切な実施を図るものとする。

## (検査の内容)

第2条 工事検査は、当該工事の既済部分を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判定を行うものとする。

2 前項の適否を判定するために、同時に技術検査を行うものとする。

## (工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録を含む。以下同じ。）と、契約図書等とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

## (出来形検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種記録と設計図書とを対比し、「建築工事並びに設備工事検査基準」及び「建築工事等出来高基準」（以下「建築工事等検査基準」という。）に基づき行うものとする。  
ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じ破壊して検査を行うものとする。

## (品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、建築工事等検査基準に基づき行うものとする。  
ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じ破壊して検査を行うものとする。

## (出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察し「建築工事等検査基準」に基づき行うものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 第1

## 工事実施状況の検査留意事項

項目	関係書類	内容
1 契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2 工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3 工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工事管理状況及び進捗内容
4 安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況

#### 4. 建築・設備工事検査取扱い要領

# 建築・設備工事検査取扱い要領

## (総則)

第1 佐賀県（県土整備部、農林水産部及び地域交流部）が執行する（県土整備部、農林水産部及び地域交流部以外の各部局からの依頼工事を含む。）建築工事及び建築設備工事（以下「建築工事等」という。）における検査に関する取扱いについては、建築・設備工事検査要領（以下「検査要領」という。）、建築・設備工事検査基準（以下「検査基準」という。）に定めるもののほか、この検査取扱い要領によるものとする。

## (工事検査業務)

第2 建設工事検査規程第3条（検査の種類）の規定による建築工事等の工事検査に係る業務は次の各号に掲げるものとする。

(1) 完成検査 工事の完成を監督員が確認し、その受ける給付の完了を確認するための検査（契約約款第31条第2項及び第6項に規定する検査）をいう。なお検査の時期は契約約款の定めによる。

(2) 既済部分検査 工事の完成前に対価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査をいい、次に掲げる検査をいう。  
(契約約款第37条第3項に規定された検査)

イ) 出来高検査 工事の完成前に、既済部分の工事の完成及び工事現場に搬入済みの工事材料（製造工場等にある工場製品を含み、監督員の検査をするものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては、契約図書で部分払の対象と指定したもの及び「建築工事等出来高基準」で指定したものに限る。）を確認するための検査をいう。（契約約款第37条第3項に規定された検査）また、年度末責任施工額の既済部分検査を含むものとする。なお、検査の時期は契約約款の定めによる。

ロ) 部分引渡し検査 工事目的物について、契約図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分について、監督員が確認した範囲で、既済部分の工事の完成を確認するための検査をいう。  
(契約約款第38条第1項に規定された検査)

(3) 中間技術検査 納付の完了及び対価の一部の支払を伴わない技術検査で、工事施工途中における技術検査の実施回数及び実施する段階が特記された検査をいう。

## (中間技術検査の時期等)

第3 中間技術検査は、概ね次の工程に達した時に実施することとし、契約図書で特記するものとする。

(1) 基礎・地中梁等の配筋が完了したとき。

- (2) 鉄骨建て方等が完了したとき。
- (3) 中間階の床板の配筋等が完了したとき。
- (4) 最上階の床板の配筋等が完了したとき。
- (5) 建具取り付け等が完了したとき。
- (6) 壁及び天井下地工事等が完了したとき。
- (7) 主要機器の性能検査及び設置が完了したとき。
- (8) 完成検査時に不可視となる重要部分の工事が完了したとき。
- (9) 施工後に検査が困難な箇所の施工が完了したとき。
- (10) 設備システムの総合調整を行うとき。

2 中間技術検査時に当該工事の進捗及び実施状況等を確認するため、次の事項について検査するものとし、既済部分検査及び完成検査を補完するものとする。

- (1) 施工管理については、工程管理状況の良否、出来形の把握及び品質管理等の記録による施工精度に関する書類の整備状況。
- (2) 現場監理については、監督図書類の整理や現場整理の状況、安全管理（交通指導安全対策の確保等を含む。）及び仮設工作物や設備等の施工状況。
- (3) 出来形及び品質については、出来形の検測による施工精度及び誤差の処理、仕上げ上の出来ばえ、品質管理の状況や品質証明等の確認の良否。
- (4) 工事の進捗状況については、全体及び工程毎の進捗状況及び近隣及び環境への対策等の良否。

（工事検査基準等）

第4 工事の検査を行うにあたって必要な基準は、「建築並びに設備工事検査基準」及び「建築工事等出来高基準」等によるものとする。

（工事検査の実施に伴う日数等）

第5 工事検査員は、監督員から事前に建物及び設備概要等の説明を受けて、検査に要する日数を決定するものとする。

（工事検査の実施に伴う検査用具）

第6 工事検査員は、検査に必要な検査用具について検査要領第8条の規定によるほかその都度監督員と協議し、監督員を通じて請負者に準備させておくものとする。

（工事成績評定書類の作成）

第7 工事の成績評定書類の作成にあたっては、「建築工事等工事成績評定要領」に基づくほか次によるものとする。

- (1) 完成検査を行うときは、工事完成検査成績評定書類を提出するものとする。
- (2) 工事検査員は、中間検査を行うときは工事成績の評定を記録し、評定書類による報告は完成検査時に提出するものとする。

附 則  
(施行期日)

1 この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 5. 建築・設備工事監督要領

# 建築・設備工事監督要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、佐賀県（県土整備部、農林水産部及び地域交流部）が執行する（県土整備部、農林水産部及び地域交流部以外の各部局からの依頼工事を含む。）建築工事及び建築設備工事（以下「建築工事等」という。）の請負契約の適正な履行を確保するために行う監督に関して、必要な事項を定め、業務の統一的かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督 工事の請負契約に係る設計図書及び契約書（以下「契約図書」という。）に基づく履行の確認、調整及びそれらの記録等の業務実施における指導をいう。
- (2) 監督員 佐賀県建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第9条に規定する監督員及び標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に規定する監督職員を総称している。
- (3) 請負者等 当該工事請負契約の請負者及び契約約款の規定により定められた現場代理人をいう。
- (4) 審査 請負者等から提出された書類（計画書、報告書、データ、図面等）の内容を精査することをいう。
- (5) 確認 工事の実施状況を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかどうかを確認することをいう。
- (6) 承諾 請負者等が監督員に対し書面で申し出た事項について監督員が書面をもって了解することをいう。
- (7) 指示 監督員が請負者等に対し工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。
- (8) 協議 監督員と請負者等が対等の立場で結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (9) 監督員の検査 施工の各段階で請負者等が確認した施工状況や材料の試験結果等について、請負者等より提出された資料に基づき、監督員が設計図書との適合を判断することをいう。
- (10) 立会い 工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、その場に臨むことで進行過程を確認する行為をいう。  
記録写真又は書類ではその状況を十分に把握することができない場合に、監督員がその場に臨み良否を確認することをいう。
- (11) 軽易 比較的簡単な事項で、金額や品質にほとんど変更の恐れのないものをいう。

(監督員)

第3条 収支等命令者は、請負契約締結後直ちに監督員として総括監督員、主任監督員及び一般監督員を任命するものとする。

(監督員の任命基準等)

第4条 監督員の任命は、監督員任命伺（様式第1号）によるものとし、原則として次の各号に掲げる区分に応じた職（技術職員に限る。）にある者とする。

なお、工事目的物の全部の引渡しが完了した場合には、特別の手続を要することなく、その日をもって免ずることとする。

- 一 総括監督員 当該工事を所掌する本庁各課の副課長相当の職にある者又は現地機関の課長相当の職にある者から任命するものとする。
  - 二 主任監督員 当該工事を所掌する本庁各課の係長相当の職にある者又は現地機関の係長相当の職にある者から任命するものとする。
  - 三 一般監督員 当該工事を所掌する本庁各課の主査、副主査又は技師の職にある者及び現地機関の主査、副主査又は技師の職にある者から任命するものとする。
- 2 収支等命令者は、必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず監督員を任命することができる。
- 3 監督員に任命された職員について、異動等があった場合には、速やかに監督員変更任命伺（様式第2号）により任命の変更措置を講ずるものとする。

(監督員の通知)

第5条 収支等命令者は監督員を任命したときは、その氏名等を監督員任命通知書（様式第3号）により通知するものとする。監督員の変更の手続も同様とする。

また同時に請負者に通知するものとし、監督員が変更されたときも同様とする（様式第4号、5号、6号）。

(監督業務の委託)

第6条 収支等命令者は工事の特殊性その他の理由により、職員による監督が困難又は適当でないと認められるときは、第4条の規定にかかわらず監督業務の一部を委託することができる。

(監督業務の分類)

第7条 監督員は契約図書に定める事項の範囲内において監督業務を行うものとする。

2 監督員は、総括監督員、主任監督員及び一般監督員とし、それぞれ監督総括業務、

現場監督総括業務及び一般監督業務を担当するものとする。

- 3 技術的条件を勘案し必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、総括監督員、総括監督員及び主任監督員又は一般監督員（主任監督員が置かれている場合に限る。）を、それぞれ置かないことができるものとし、総括監督員を置かない場合における主任監督員は監督総括業務を、総括監督員及び主任監督員を置かない場合における一般監督員は監督総括業務及び現場監督総括業務を、一般監督員を置かない場合における主任監督員は一般監督業務を、それぞれあわせて担当するものとする。
- 4 総括監督員、主任監督員及び一般監督員の業務は概ね次の各号に掲げるとおりとする。

#### 一) 総括監督員の業務（監督総括業務）

- イ 契約の履行についての請負者に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理。
- ロ 関連する二以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整で重要なものの処理。
- ハ 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の処理及び収支等命令者への報告。
- ニ 請負者の工事関係者について、工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる者、又は監督員の職務の執行を妨げる者があるときの措置。
- ホ 主任監督業務及び一般監督業務を担当する監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理。

#### 二) 主任監督員の業務（現場監督総括業務）

- イ 契約の履行についての請負者に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なものの及び軽易なものを除く。）の処理。
- ロ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は請負者が作成したこれらの図書（軽易なものを除く。）の審査及び承諾。
- ハ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）で重要なものの処理。
- ニ 関連する二以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整（重要なものを除く。）の処理。
- ホ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における

- 当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の監督総括業務を担当する監督員に対する報告。
- ヘ 請負者の工事関係者について、工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる者、又は監督員の職務の執行を妨げる者があるとき、当該措置を必要とする理由の監督総括業務を担当する監督員に対する報告。
  - ト 契約図書に基づく工事の実施のため請負者が作成した施工計画書、施工図等の書類（軽易なものを除く。）の審査及び承諾。
  - チ 契約図書に基づく工程管理、立会い等及び工事材料の試験の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）で重要なものの処理。
  - リ 一般監督業務を担当する監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理。

### 三) 一般監督員の業務（一般監督業務）

- イ 契約の履行についての請負者に対する必要な指示、承諾又は協議で軽易なもの処理。
- ロ 契約図書に基づく工事のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は請負者が作成したこれらの図書で軽易なものの承諾。  
契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（重要なものを除く。）
- ハ 関連する二以上の工事における工程等の調整に係る現場監督総括業務を担当する監督員に対する報告。
- ニ 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の現場監督総括業務を担当する監督員に対する報告。
- ホ 請負者の工事関係者について、工事の施工又は管理につき著しく不適當と認められる者、又は監督員の職務の執行を妨げる者があるとき、当該措置を必要とする理由の現場監督総括業務を担当する監督員に対する報告。
- ヘ 契約図書に基づく工事の実施のため請負者が作成した施工計画書、施工図等で軽易なものの審査、承諾。
- ト 契約図書に基づく工程管理、立会い等及び工事材料の試験の実施（重要なものを除く。）の処理。

#### （監督に関する図書）

第8条 監督員は次の各号に掲げる図書（請負者から提出された図書を含む。）をそれぞれ担当業務に応じて作成し、整理して監督の経緯を明らかにするものとする。

- 一) 工事の実施状況を記載した図書。
- 二) 契約の履行に関する協議事項（軽易なものを除く。）を記載した書類。
- 三) 工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図

書。

四) その他監督に関する図書。

(指示書・承諾書)

第9条 監督員は請負者に対して指示した事項、請負者の疑義に応答した事項又は請負者と協議した事項について記録し、指示書・承諾書（工事請負契約款第9条関係、軽易なものを除く。）により行うものとする。

(事故報告)

第10条 監督員は、当該工事に事故が発生したときは、請負者に早急に事故報告書を提出させ、その内容を確認するとともに速やかに所属長等に報告するものとする。

(手直し工事等の監督)

第11条 監督員は、検査の結果により検査員が工事の手直し等を指示したときは、その履行について監督を行うものとする。

(工事成績の評定及び工事技術的難易度の評価)

第12条 監督員は、工事が完了したときは、当該工事の成績評定及び工事技術的難易度の評価をしなければならない。

- 2 前項の工事成績評定及び工事技術的難易度評価を行ったときは、佐賀県建設工事検査規程第11条に規定する報告とあわせて、その結果を収支等命令者に報告しなければならない。
- 3 収支等命令者は、前項の報告があったときは、請負者に対し工事評定及び工事技術的難易度評価の結果について通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。  
(佐賀県土木工事および建築工事等監督要領の廃止)
- 2 平成11年の要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

## 監督員任命伺

年　月　日

年　月　日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、下記の者を監督員に任命してよいでしょうか。

工事番号 第　　号

工事名

工事場所

請負者

請負金額 円

契約工期 年　月　日～年　月　日

記

区分	職	氏名	印
総括監督員			
主任監督員			
一般監督員			

## 監督員変更任命伺

年　月　日

このことについて、下記のとおり任命を替えてよろしいでしょうか。

記

1. 理由

2. 工事番号 第　　号  
工事名

工事場所

請負者

請負金額 円

契約工期 年　月　日～年　月　日

3. 変更内容

変更内容区分	変更前		変更後		
	職	氏名	職	氏名	印
総括監督員					
主任監督員					
一般監督員					

様式 第3号

第 号  
年 月 日

監督員

様

收支等命令者

□

## 監督員任命通知書

年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、下記の者を監督員に任命する。

工事番号 第 号

工事名

工事場所

請負者

請負金額 円

契約工期 年 月 日 ~ 年 月 日

記

区分	職	氏名	
総括監督員			
主任監督員			
一般監督員			

様式 第4号

第  
年  
月  
日  
号

監督員

様

收支等命令者

□

## 監督員変更任命通知書

年　　月　　日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、下記の者を監督員に任命する。

工事番号 第　　号

工事名

工事場所

請負者

請負金額 円

契約工期 年　　月　　日～ 年　　月　　日

記

区分	変更前職氏名		変更後職氏名	
総括監督員				
主任監督員				
一般監督員				

様式 第5号

第  
年  
月  
日  
号

請負者

様

収支等命令者

□

## 監督員通知書

年　　月　　日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、下記の者を監督員に決定したので通知します。

工事番号 第　　号

工事名

工事場所

請負者

請負金額 円

契約工期 年　　月　　日～ 年　　月　　日

記

区分	職	氏名	
総括監督員			
主任監督員			
一般監督員			

様式 第6号

第  
年  
月  
日  
号

請負者

様

収支等命令者

## 監督員変更通知書

年　　月　　日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、下記の者を監督員に変更決定したので通知します。

工事番号 第　　号

工事名

工事場所

請負者

請負金額 円

契約工期 年　　月　　日～ 年　　月　　日

記

区分	変更前職氏名		変更後職氏名	
総括監督員				
主任監督員				
一般監督				

## 6. 建築・設備工事監督指針

# 建築・設備工事監督指針

## (総則)

第1 佐賀県（県土整備部、農林水産部及び地域交流部）が執行する（県土整備部、農林水産部及び地域交流部以外の各部局からの依頼工事を含む。）建築工事及び建築設備工事（以下「建築工事等」という。）における監督に関する取扱いについては、建築・設備工事監督要領（以下「監督要領」という。）に定めるものほかこの監督指針によるものとする。

## (監督体制)

第2 監督体制は、監督要領第4条による。ただし、契約金額が8,000万円未満の工事及びかい契約工事については、総括監督員をおかなくてもよいものとする。  
なお、その際の総括監督員の職務は、主任監督員が兼ねるものとする。

2. 監督要領第6条により、工事監督業務を委託する場合、委託を受けた受託監理者は、監理委託契約書に基づき監督業務を行うものとする。

3. 監督要領第6条の「工事の特殊性その他の理由」とは、次の場合をいうものとする。

(1) 監督を行うに必要な知識又は技能を有する職員を確保することが困難で監督体制がとれない場合。

(2) 特に専門的な知識又は技術を必要とすること、その他の理由により職員による監督が困難な場合。

## (監督業務)

第3 監督員は、契約図書に基づき工事が適正に施工できるように監督し、契約の相手方又はその代理人に必要な指示を行うものとする。なお、監督員の業務内容については、別に定める「監督業務取扱い要領」によるものとする。

2. 監督員は、監督要領第4条第3項により交替する場合、工事に支障が生じないよう引継事務を迅速に処理するものとする。

## (下請負等)

第4 監督員は、請負者から工事の下請負人等（変更を含む。）の届の提出があったときは、必要な処置を講じるものとする。

## (火災保険等)

第5 監督員は、請負者から契約図書等の定めにより当該工事の保険契約等の通知を受けたときは、必要な処置を講じるものとする。

## (工期の延長)

第6 監督員は、請負者から延期願の提出があったときは、必要な処置を講じるものと

する。

(完了届等)

第7 監督員は、請負者から完了届等の提出があった場合は、ただちに必要な処置を講じるものとする。

(備え付け書類及び帳簿等)

第8 一般監督員は、監督に関する次の図書を監督員事務所等に適宜備え付けるものとする。

- (1) 工事請負契約書（写）
- (2) 設計図・工事内訳書（金抜き）
- (3) 標準仕様書・特記仕様書（建築工事及び建築改修工事監理指針 上・下）
- (4) 現場説明書及び質疑応答書（写）
- (5) 施工計画書（品質計画書を含む。）
- (6) 検査記録表（検査結果報告書）の段階別記録表  
工場製品の社内検査及び下請業者の自主検査・現場代理人検査・監督員検査  
(受託監理者の検査を含む。)・現場荷下ろし検査・取付け時の検査等の記録表。
- (7) 工事工程表及び実施工程表
- (8) 工事月報・監理月報
- (9) 工事打合わせ記録書
- (10) 工事材料搬入、検収書
- (11) 工事計画通知書（控）
- (12) その他必要な記録簿又は書類  
(メーカー仕様の仕様明細書や工事方法の分かるカタログ等)

(施工状況等)

第9 監督員は、工事の適正な履行を確保するために常に工事の実態を掌握するものとする。

2. 一般監督員は、請負者（監理委託した場合は、受託監理者）より定期的に工事報告書を提出させ、工事の状況を確認するとともに、これをもとに工事の進捗状況を毎月取りまとめ、主任監督員及び総括監督員を通じて、当該月の末日までに所属長に報告するものとする。
3. 一般監督員は、工事が遅延するおそれがあるときは、その事情を調査し、主任監督員、又は総括監督員から指示を受けるものとする。

(材料の検査等)

第10 一般監督員は、設計図書に基づき、工事材料の品質について検査又は試験を行った結果、不合格となった材料については、すみやかにこれを補充させるとともに、請負者に工事材料搬入報告書及び検収書等を提出させ、その経緯を明らかにしておくものとする。

(検査に伴う試験)

第11 一般監督員は、請負者が、契約約款及び設計図書等により必要とされた立会い又は検査を受けずに工事を施工したときは、契約約款第17条第1項及び第2項に基づき主任監督員の指示を受けて試験等を行い、適否を確認しその結果を報告するものとする。

(検査の立会い)

第12 監督員は、検査員が検査を行うときは、佐賀県建設工事検査規程第5条により立会いを行うものとする。

(修補又は改造)

第13 主任監督員は、検査員の完了検査等の結果、重大な修補又は改造を要する場合は、総括監督員に報告し、指示を受けて、その履行について監督を行うと共に、請負者からの修補、又は改造等の完了届を受理したときは、第7に準じて処理するものとする。

(付属品等の受理)

第14 一般監督員は、工事が完成し完了検査に合格したときは、当該工事の鍵及び付属品等を引渡書と共に請負者より受理するものとする。

(工事完成図書等の整備)

第15 一般監督員は、工事が完成し完了検査に合格したときは、すみやかに完成図及び第8に規定する書類等を整備するものとする。

(主任監督員への報告等)

第16 一般監督員は、工事の監督上必要な事項について主任監督員に報告し、指示等を受けるものとする。

また、主任監督員は、上記と同様に総括監督員に対し報告を行い、指示等を受けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

1 この指針は、平成28年4月1日から施行する。

## 7. 監督業務取扱い要領

# 監督業務取扱い要領

## 1. 目的

建築・設備工事監督指針（以下「監督指針」という。）第3の監督業務に関する内容をこの監督業務取扱い要領に定め、もって監督業務の統一的かつ円滑な実施を図るものとする。

## 2. 監督の方法

工事の監督は、審査、確認、承諾、協議の事項について書面及び現地における業務を行い、その業務の内容及び方法について定める。

## 3. 標準仕様書の採用

- (1) 建築物の新築及び増築に係る建築工事等（以下「建築工事等」という。）については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕建築」という。）を適用するものとする。
- (2) 建築物の改築工事や模様替え及び修繕工事（以下「改修工事等」という。）については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「改修標仕建築」という。）を適用するものとする。  
なお改修工事において改修標仕建築に定めのないものについては、標仕建築によるものとする。
- (3) 建築物の新築、増築、改築、模様替え及び修繕工事における電気設備工事（以下「電気設備工事等」という。）については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」を適用するものとする。
- (4) 建築物の新築、増築、改築、模様替え及び修繕工事における給排水衛生設備工事及び空気調和工事等（以下「機械設備工事等」という。）については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」を適用するものとする。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成21年11月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

## **8. 建築工事等工事成績評定要領**

# 建築工事等工事成績評定要領

## (目的)

第1 この要領は、建築・設備工事検査要領第12条第1項の規定に基づき行う工事成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、もって厳正かつ的確な工事の評定の実施を図るとともに請負者の適正な選定及び指導育成に資するものとする。

## (評定者)

第2 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は佐賀県建設工事検査規程（平成13年佐賀県訓令甲第8号）及び建築・設備工事検査要領に定める工事検査員並びに建築・設備工事監督要領に定める監督員とする。

## (評定の方法)

第3 評定は、工事ごとに行うものとする。  
2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。  
3 評定に際しての考查基準は、別に定める工事成績採点表によって行うものとする。

## (再評定)

第4 評定後、法令違反等の事実が判明した場合は、再評定を行うものとする。

## 付 則

### (施行期日)

1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

## 付 則

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

## 付 則

1 この要領は、平成21年11月1日から施行する。

## 付 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

## 付 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

## 「工事成績採点表」記入における留意点

### 1 評定の対象

評定は、原則として全ての請負工事について行うものとする。ただし、建築一式工事については1件の請負金額が500万円未満の工事、電気工事、管工事、防水工事、内装工事、建具工事については1件の請負金額が250万円未満の工事、電気・ガス・水道又は電話の引き込み工事及び機器設備の単純な取替工事や維持工事（オーバーホール）等は評定を省略することができる。

### 2 評定の方法

- 1) 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。
- 2) 細目別評定点の算出は別記様式第2によるものとする。
- 3) 評定結果は別記様式第3「工事成績評定表」に記録するものとする。
- 4) 評定にあたっては、別表-4「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。

また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。 (提出様式-1, 2)

### 3 この留意点は、平成24年 4月 1日から施行する。

## **9. 建築工事等工事技術的難易度評価実施要領**

# 建築工事等工事技術的難易度評価実施要領

## (目的)

第1条 本要領は、建築・設備工事監督要領第12条第1項に基づき行う工事技術的難易度評価(以下「評価」という。)に関する事項を定めるものである。

## (対象工事)

第2条 評価の対象とする工事は、建築・設備工事検査要領第12条第1項の規定により工事成績評定を行う建築工事等とする。

## (評価の時期)

第3条 評価の時期は、工事の完成時とする。

## (評価者)

第4条 評価を行う者(以下「評価者」という。)は、総括(主任)監督員とする。

## (評価の方法)

第5条 評価は、工事ごとに独立して行い、評価に当たっては主任(一般)監督員及び検査員の意見をきくものとする。

- 2 評価は、別記様式第1-1および1-2「工事技術的難易度評価表」に記録するものとする。
- 3 前項の評価は、別紙-1の工事技術的難易度評価手順により行うものとする。

## (附 則)

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

## (附 則)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

## 工事成績採点表(完成、中間)

年月日作成

工事名											契約金額(最終)					円	発注機関										
請負者名						工期		年月日～年月日								完成年月日	年月日										
考査項目	一般(主任)監督員					主任(総括)監督員					検査員(中間検査)					検査員(完成検査)											
	氏名		氏名			氏名		氏名			氏名			氏名		氏名											
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1.施工体制	I.施工体制一般	1.0	0.5	0	-5.0	-10.0																					
	II.配置技術者	3.0	1.5	0	-5.0	-10.0																					
2.施工状況	I.施工管理	4.0	2.0	0	-5.0	-10.0								5.0	3.5	2.5	1.5	0	-7.5	-15.0	5.0	3.5	2.5	1.5	0	-7.5	-15.0
	II.工程管理	4.0	2.0	0	-5.0	-10.0	4.0		2.5		0	-7.5	-15.0														
	III.安全対策	5.0	2.5	0	-5.0	-10.0	5.0		3.5		0	-7.5	-15.0														
	IV.対外関係	2.0	1.0	0	-2.5	-5.0																					
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形	4.0	2.0	0	-2.5	-5.0								10.0	7.5	5.0	2.5	0	-10.0	-20.0	10.0	7.5	5.0	2.5	0	-10.0	-20.0
	II.品質	5.0	2.5	0	-2.5	-5.0								15.0	12.0	7.5	4.0	0	-12.5	-25.0	15.0	12.0	7.5	4.0	0	-12.5	-25.0
	III.出来ばえ													5.0	3.5	2.5	1.5	0	-5.0		5.0	3.5	2.5	1.5	0	-5.0	
4.工事特性	I.施工条件等への対応(※2)						0～16																				
5.創意工夫	I.創意工夫(※3)	0～7																									
6.社会性等	I.地域への貢献等(※4)						10.0	7.5	5.0	2.5	0																
加減点合計(1+2+3+4+5+6)	点					点					点					点					点						
評定点(65±加減点合計)(※1)	①	点				②	点				③	点				④	点				⑤	点					
7.評定点計(※5)	○中間検査があった場合:(①点×0.4+②点×0.2+③点×0.2+④点×0.2)=点 ※但し、③中間検査が2回以上の場合は平均値 ○中間検査がなかった場合:(①点×0.4+②点×0.2+④点×0.4)=点																										
	8.法令遵守等(※6)																										
9.評定点合計(※7)	点	○7.評定点計(点)-8.法令遵守等(点)=点																									
所見(※8)	一般(主任)監督員					主任(総括)監督員					検査員					検査員											

※1 65点±加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。各評定点(①～④)は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、一般監督員からの報告を受けて主任監督員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 社会性等の評価では地域への貢献度等の観点から、加点評価のみとする。

※5 既済部分(中間)検査があった場合:(①点×0.4+②点×0.2+③点×0.2+④点×0.2)=点 ※ただし、③(既済、中間)が2回以上の場合は平均値

※6 法令遵守等は減点評価のみとし、評価は主任監督員又は検査員が完成検査時に行う。

※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※8 所見欄には評定結果の概要を記載する。

## 細目別評定点採点表

項目	細別	①一般(主任)監督員	②主任(総括)監督員	③検査員(中間)	④検査員(中間)	④検査員(完成)	細目別評定点	得点割合
1.施工体制	I.施工体制一般	( ) * 0.4 + 2.9 = 点					3.3点	%
	II.配置技術者	( ) * 0.4 + 2.9 = 点					4.1点	%
2.施工状況	I.施工管理	( ) * 0.4 + 2.9 = 点		( ) * 0.4 + 6.5 = 点	( ) * 0.4 + 6.5 = 点	( ) * 0.4 + 6.5 = 点	13.点	%
	II.工程管理	( ) * 0.4 + 2.9 = 点	( ) * 0.2 + 3.2 = 点				8.5点	%
	III.安全対策	( ) * 0.4 + 2.9 = 点	( ) * 0.2 + 3.3 = 点				9.2点	%
	IV.対外関係	( ) * 0.4 + 2.9 = 点					3.7点	%
3.出来形及び 出来ばえ	I.出来形	( ) * 0.4 + 2.8 = 点		( ) * 0.4 + 6.5 = 点	( ) * 0.4 + 6.5 = 点	( ) * 0.4 + 6.5 = 点	14.9点	%
	II.品質	( ) * 0.4 + 2.9 = 点		( ) * 0.4 + 6.5 = 点	( ) * 0.4 + 6.5 = 点	( ) * 0.4 + 6.5 = 点	17.4点	%
	III.出来ばえ			( ) * 0.4 + 6.5 = 点	( ) * 0.4 + 6.5 = 点	( ) * 0.4 + 6.5 = 点	8.5点	%
4.工事特性	I.施工条件等への対応		( ) * 0.2 + 3.3 = 点				6.5点	%
5.創意工夫	I.創意工夫	( ) * 0.4 + 2.9 = 点					5.7点	%
6.社会性等	I.地域への貢献等		( ) * 0.2 + 3.2 = 点				5.2点	%
8.法令遵守等			( ) * 1.0 = 点					%
							評定点計 100.点	%

※ 中間検査があった場合  $(\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times 0.5 + \text{④} \times 0.5$  = 細目別評定点(中間検査が2回以上の場合には③を平均する)

※ 中間検査がなかった場合  $(\text{①} + \text{②} + \text{④})$  = 細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

## 工事成績評定表

年　月　日

発注機関名：

工事番号				
工事名				
契約金額	当初		最終	
工期	当初		最終	
完成年月日				
完成検査年月日				
中間検査年月日	第1回		第4回	
	第2回		第5回	
	第3回		第6回	
請負者氏名				
現場代理人氏名				
主任・監理技術者氏名				
一般(主任)監督員所属・氏名				
主任(総括)監督員所属・氏名				
完成検査員所属・氏名				
第1回中間検査員所属・氏名				
第2回中間検査員所属・氏名				
第3回中間検査員所属・氏名				
第4回中間検査員所属・氏名				
第5回中間検査員所属・氏名				
第6回中間検査員所属・氏名				
①一般(主任)監督員評定点	点			
②主任(総括)監督員評定点	点			
③中間検査員評定点	点			
④完成検査員評定点	点			
⑤法令遵守等	点			
⑥評定点合計	点			

## 注

## 1)評定点合計

既済部分、中間技術検査が無かった場合：  $⑥ = (① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ④ \times 0.4) - ⑤$ 既済部分、中間技術検査があった場合：  $⑥ = (① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ③ \times 0.2 + ④ \times 0.2) - ⑤$ 

2)一般(主任)監督員、主任(総括)監督員、検査員の評定点は小数第1位までとする。

3)評定点合計は、四捨五入により整数とする。

4)⑤法令遵守等は、完成検査時に主任(総括)監督員が記入する。

集計用(参考)

工事成績評定表(集計用)

工事名			
請負者名			
契約金額			
工期	年月日～		年月日
完成年月日	年月日		
完成検査年月日			
一般監督員氏名			
主任監督員氏名			
検査員氏名			
考査項目		監督員	検査員
項目	細別	一般監督員	主任監督員
1. 施工体制	I.施工体制一般		
	II.配置技術者		
2. 施工状況	I.施工管理		
	II.工程管理		
	III.安全対策		
	IV.対外関係		
3. 出来形及び出来ばえ	I.出来形		
	II.品質		
	III.出来ばえ		
4. 工事特性	I.施工条件等への対応		
5. 創意工夫	I.創意工夫		
6. 社会性等	I.地域への貢献度		
加減点合計(1+2+3+4+5+6)			
評価点(65±加減点合計)			
7. 評価点計			
8. 法令遵守等 1.指名停止3ヶ月以上 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満 5.文書注意 6.口頭注意 7.軽微な事故(不問とした) 8.総合評価落札方式において 提案を満足できなかった			
9. 評価点合計			
所見			

考查項目別運用表(公共建築工事)

**基本事項**

1. 本運用表の適用は、公共建築工事の新営、増築、改修の一般的な工事とし、修繕や点検保守などについては対象としないものとする。また、本運用表を解体のみの工事に適用する場合は、内容を大幅に変える必要があるため、評価を行う際は各機関において適宜運用するものとする。
2. 別記様式第1「工事成績採点表」のa～e評価を行うために使用するものとする。
3. 原則として記載された各評価項目を使用することとするが、各機関の工事内容等により、該当しないものは削除してよいものとする。
4. 各評価項目の文面は、各機関の実状に合わせて変更してよいものとする。ただし、評価内容は変更しないものとする。
5. 本運用表の各評価対象項目に「レ点」を付すことができるのは、当該評価対象項目に関して、請負者が自主的に実施している場合とし、監督職員の指導や助言を過度に必要とした場合は、「レ点」付さないものとする。
6. 一般監督員の評価項目のうち「「施工プロセス」チェック」は、工事規模、工期等により、採用しなくてもよいものとする。

別表-1①

## 考査項目別運用表

(一般監督員)

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

考査項目	細別	a 施工体制が優れている	b 施工体制が良好である	c 施工体制が適切である	d 施工体制がやや不適切である	e 施工体制が不適切である
1. 施工体制	I. 施工体制一般	<p>「評価対象項目」</p> <p>□□ ①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。            □□ ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。            □□ ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。            □□ ④現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。            □□ ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。            □□ ⑥建設業退職金共済制度（建退共）の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受払簿等により適切に把握されている。            □□ ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。            □□ ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。            □□ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。            □□ ⑩その他 理由：</p> <p>該当項目が 90 %以上・・・・・・ a 該当項目が 80 %以上～90 %未満・・ b 該当項目が 50 %以上～80 %未満・・ c 該当項目が 50 %未満・・・・・・ d</p>	<p>施工体制が優れている</p> <p>施工体制が良好である</p> <p>施工体制が適切である</p> <p>施工体制がやや不適切である</p> <p>施工体制が不適切である</p>	<p>(減点) 該当すればd評価とする。  <input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。</p> <p>(減点) 該当すればe評価とする。  <input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>		
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	<p>a 配置技術者として優れている</p> <p>配置技術者として良好である</p> <p>配置技術者として適切である</p> <p>配置技術者としてやや不適切である</p> <p>配置技術者として不適切である</p>	<p>「評価対象項目」</p> <p>□□ ①現場代理人として、工事全体の把握ができている。            □□ ②現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。            □□ ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。            □□ ④工事請負契約書第18条（条件変更等）第1項（以下、「契約書第18条」という。）に基づく設計図書の照査を行っている。            □□ ⑤書類及び資料が適切に整理されている。            □□ ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。            □□ ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。            □□ ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。            □□ ⑨主任（監理）技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。            □□ ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。            □□ ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。            □□ ⑫完了検査等において、検査に対する施工内容に関する説明等、適切な対応をしていた。            □□ ⑬「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。            □□ ⑭その他 理由：</p> <p>該当項目が 90 %以上・・・・・・ a 該当項目が 80 %以上～90 %未満・・ b 該当項目が 50 %以上～80 %未満・・ c 該当項目が 50 %未満・・・・・・ d</p>	<p>配置技術者として優れている</p> <p>配置技術者として良好である</p> <p>配置技術者として適切である</p> <p>配置技術者としてやや不適切である</p> <p>配置技術者として不適切である</p>	<p>(減点) 該当すればd評価とする。  <input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。</p> <p>(減点) 該当すればe評価とする。  <input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。

なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を選任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

考査項目	細別	a 施工管理が優れている	b 施工監理が良好である	c 施工管理が適切である	d 施工管理がやや不適切である	e 施工管理が不適切である
2. 施工状況	I 施工管理	<p>「評価対象項目」</p> <p><input type="checkbox"/> ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。  <input type="checkbox"/> ②施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。  <input type="checkbox"/> ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。  <input type="checkbox"/> ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。  <input type="checkbox"/> ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。  <input type="checkbox"/> ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。  <input type="checkbox"/> ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適切に行われている。  <input type="checkbox"/> ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。  <input type="checkbox"/> ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。  <input type="checkbox"/> ⑩現場内での整理整頓が、日常的に行われている。  <input type="checkbox"/> ⑪使用する建築材料（以下「材料」という。）・設備機材（以下「機材」という。）の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。  <input type="checkbox"/> ⑫社内検査が計画的に行われている。  <input type="checkbox"/> ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。  <input type="checkbox"/> ⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。  <input type="checkbox"/> ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。  <input type="checkbox"/> ⑯対象施設を利用しながらの工事で、発生する騒音・振動・塵埃等の低減に努めた。  <input type="checkbox"/> ⑰「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。  <input type="checkbox"/> ⑱その他（ 理由： 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・ b 該当項目が50%以上80%未満・・・ c 該当項目が50%未満・・・・・・ d </p>	<p>（減点）該当すればd 評価とする。  <input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。</p> <p>（減点）該当すればe 評価とする。  <input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>			
	II 工程管理	<p>a 工程管理が優れている</p> <p>工程管理が良好である</p> <p>c 工程管理が適切である</p> <p>d 工程管理がやや不適切である</p> <p>e 工程管理が不適切である</p> <p>「評価対象項目」</p> <p><input type="checkbox"/> ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。  <input type="checkbox"/> ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。  <input type="checkbox"/> ③工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。  <input type="checkbox"/> ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。  <input type="checkbox"/> ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。  <input type="checkbox"/> ⑥請負者の責による夜間や休日の作業がない。  <input type="checkbox"/> ⑦休日・代休の確保を行っている。  <input type="checkbox"/> ⑧近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。  <input type="checkbox"/> ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。  <input type="checkbox"/> ⑩その他 理由： 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・ b 該当項目が50%以上~80%未満・・・ c 該当項目が50%未満・・・・・・ d </p>	<p>（減点）該当すればd 評価とする。  <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。</p> <p>（減点）該当すればe 評価とする。  <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>			

別表－1(③)

(一般監督員)

考査項目	細別	a 安全対策が優れている	b 安全対策が良好である	c 安全対策が適切である	d 安全対策がやや不適切である	e 安全対策が不適切である
2. 施工状況	III. 安全対策	<p>「評価対象項目」</p> <p><input type="checkbox"/> ①災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。  <input type="checkbox"/> ②店舗パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。  <input type="checkbox"/> ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。  <input type="checkbox"/> ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。  <input type="checkbox"/> ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。  <input type="checkbox"/> ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。  <input type="checkbox"/> ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。  <input type="checkbox"/> ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。  <input type="checkbox"/> ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。  <input type="checkbox"/> ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。  <input type="checkbox"/> ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。  <input type="checkbox"/> ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。  <input type="checkbox"/> ⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。  <input type="checkbox"/> ⑭工事箇所及びその周辺の地上・地下の既設構造物、配管等に対して、支障がないよう必要な措置を講じた。  <input type="checkbox"/> ⑮材料及び発生材の置き場の管理を適切に行った。  <input type="checkbox"/> ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。  <input type="checkbox"/> ⑰その他            理由 :</p> <p>該当項目が90%以上・・・・・・ a            評価値 ( % ) = ( 評価数 / 対象評価項目数 ) × 100</p>	<p>該当項目が80%以上90%未満・・・ b            評価値 ( % ) = ( 評価数 / 対象評価項目数 ) × 100</p> <p>該当項目が50%以上～80%未満・・・ c            評価値 ( % ) = ( 評価数 / 対象評価項目数 ) × 100</p> <p>該当項目が50%未満・・・・・・ d            評価値 ( % ) = ( 評価数 / 対象評価項目数 ) × 100</p>	<p>①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままする。            ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。            ③評価値 ( % ) = ( 評価数 / 対象評価項目数 ) × 100</p>	<p>(減点) 評価値とする。  <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。</p> <p>(減点) 評価値とする。  <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。</p> <p>(減点) 評価値とする。  <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	
	IV. 対外関係	<p>a 対外関係が優れている</p> <p>「評価対象項目」</p> <p><input type="checkbox"/> ①工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。  <input type="checkbox"/> ②工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。  <input type="checkbox"/> ③引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。  <input type="checkbox"/> ④工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。  <input type="checkbox"/> ⑤近隣住民（入居官署等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。  <input type="checkbox"/> ⑥現場のイメージアップに取り組んでいる。  <input type="checkbox"/> ⑦工事の着手、施工、完了に当たり、施設管理者等との折衝及び調整を適切に行った。  <input type="checkbox"/> ⑧「施工プロセス」チェックリストのうち施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。  <input type="checkbox"/> ⑨その他            理由 :</p> <p>該当項目が90%以上・・・・・・ a            評価値 ( % ) = ( 評価数 / 対象評価項目数 ) × 100</p>	<p>b 対外関係が良好である</p>	<p>c 対外関係が適切である</p>	<p>d 対外関係がやや不適切である</p>	<p>e 対外関係が不適切である</p>
		<p>該当項目が80%以上90%未満・・・ b            評価値 ( % ) = ( 評価数 / 対象評価項目数 ) × 100</p> <p>該当項目が50%以上～80%未満・・・ c            評価値 ( % ) = ( 評価数 / 対象評価項目数 ) × 100</p> <p>該当項目が50%未満・・・・・・ d            評価値 ( % ) = ( 評価数 / 対象評価項目数 ) × 100</p>	<p>①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままする。            ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。            ③評価値 ( % ) = ( 評価数 / 対象評価項目数 ) × 100</p>	<p>(減点) 評価値とする。  <input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。</p> <p>(減点) 評価値とする。  <input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>		

別表-1④

(一般監督員)

検査項目	細別	a 出来形が優れている	b 出来形が良好である	c 出来形が適切である	d 出来形がやや不適切である	e 出来形が不適切である
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①承諾図等が、設計図書を満足している。</li> <li><input type="checkbox"/> ②施工図等が、設計図書を満足している。</li> <li><input type="checkbox"/> ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。</li> <li><input type="checkbox"/> ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑥出来形の管理方法を工夫している。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑨その他 理由： 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・ b 該当項目が50%以上～80%未満・ c 該当項目が50%未満・・・・・・ d</li> </ul>	<p>出来形が良好である</p> <p>出来形が適切である</p> <p>出来形がやや不適切である</p>	<p>出来形が優れている</p> <p>出来形が良好である</p> <p>出来形が適切である</p> <p>出来形がやや不適切である</p>	<p>(減点) 評価する。 □ 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。</p> <p>(減点) 評価する。 □ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。</p>	<p>出来形が不適切である</p>

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別表-1⑤

(一般監督員)

検査項目	細別	a 品質が優れている	b 品質が良好である	c 品質が適切である	d 品質がやや不適切である	e 品質が不適切である
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 建築工事	<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。</li> <li><input type="checkbox"/> ②品質確認記録の内容が、適切である。</li> <li><input type="checkbox"/> ③施工の各段階における完了時の、品質が適切である。</li> <li><input type="checkbox"/> ④躯体工事における施工の品質が、良好である。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑥不可視部分の品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑦その他 理由： 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・ b 該当項目が50%以上～80%未満・ c 該当項目が50%未満・・・・・・ d</li> </ul>	<p>品質が良好である</p> <p>品質が適切である</p> <p>品質がやや不適切である</p>	<p>品質が優れている</p> <p>品質が良好である</p> <p>品質が適切である</p> <p>品質がやや不適切である</p>	<p>(減点) 評価する。 □ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。</p> <p>(減点) 評価する。 □ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。</p>	<p>品質が不適切である</p>

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別表-1(6)

(一般監督員)

考査項目	細別	a 品質が優れている	b 品質が良好である	c 品質が適切である	d 品質がやや不適切である	e 品質が不適切である
3. 出来形 及び 出来ばえ	II. 品質 電気設備工事	<p>「評価対象項目」</p> <p><input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> ②品質確認記録の内容が、適切である。</p> <p><input type="checkbox"/> ③施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切である。</p> <p><input type="checkbox"/> ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤機材及び施工の品質が、良好である。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥不可視部分の品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦その他 理由： 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・ b 該当項目が50%以上~80%未満・ c 該当項目が50%未満・・・・・・ d</p>	<p>品質が良好である</p>	<p>品質が適切である</p>	<p>品質がやや不適切である</p>	<p>品質が不適切である</p> <p>(減点) 評価する。 <input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。</p>

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別表-1(7)

(一般監督員)

考査項目	細別	a 品質が優れている	b 品質が良好である	c 品質が適切である	d 品質がやや不適切である	e 品質が不適切である
3. 出来形 及び 出来ばえ	II. 品質 暖冷房衛生設備工事	<p>「評価対象項目」</p> <p><input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> ②品質確認記録の内容が、適切である。</p> <p><input type="checkbox"/> ③施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切である。</p> <p><input type="checkbox"/> ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤機材及び施工の品質が、良好である。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥不可視部分の品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦その他 理由： 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・ b 該当項目が50%以上~80%未満・ c 該当項目が50%未満・・・・・・ d</p>	<p>品質が良好である</p>	<p>品質が適切である</p>	<p>品質がやや不適切である</p>	<p>品質が不適切である</p> <p>(減点) 評価する。 <input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。</p>

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別表-1⑧

## 考査項目別運用表(公共建築工事)

一般監督員用  
(創意1／2)

考査項目・細別	評価対象項目	
5. 創意工夫	■準備・後片づけ 関係	<input type="checkbox"/> 測量・位置出しにおける工夫 <input type="checkbox"/> 現地調査方法の工夫 <input type="checkbox"/> その他 理由: 詳細評価内容
	■施工関係	<input type="checkbox"/> 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 <input type="checkbox"/> 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み <input type="checkbox"/> 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 <input type="checkbox"/> 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 <input type="checkbox"/> 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 <input type="checkbox"/> 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 <input type="checkbox"/> 照明・視界確保等の工夫 <input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 <input type="checkbox"/> 運搬車両・施工機械等の工夫 <input type="checkbox"/> 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 <input type="checkbox"/> 施工管理及び品質向上等の工夫 <input type="checkbox"/> プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 <input type="checkbox"/> 仮設施工等の工夫 <input type="checkbox"/> 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 <input type="checkbox"/> 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 <input type="checkbox"/> 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 <input type="checkbox"/> その他 理由: 詳細評価内容
	■品質関係	<input type="checkbox"/> 集計ソフト等の活用と工夫 <input type="checkbox"/> 軀体工事の品質管理の工夫 <input type="checkbox"/> 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 <input type="checkbox"/> 施工の検査・試験に関する工夫 <input type="checkbox"/> 品質記録方法の工夫 <input type="checkbox"/> その他 理由: 詳細評価内容

別表-1⑨

## 考査項目別運用表(公共建築工事)

一般監督員用  
(創意2/2)

考査項目・細別	評価対象項目	
5. 創意工夫	<p>■安全衛生関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</li> <li><input type="checkbox"/> 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 作業時における作業環境改善等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫</li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容</p>	
	<p>■施工管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 出来形の管理等に関する工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 施工計画書または写真記録等に関する工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> CAD、施工管理ソフト等の活用</li> <li><input type="checkbox"/> CALSを活用した施工管理の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容</p>	
(最大 7点)	<p>■その他</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容</p>	
評定点 = 点		

※1. 特に評価すべき创意工夫事例を加点評価する。

※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2, 4点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。

なお、主任(総括)監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※5. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があつた項目を詳細評価内容欄に記載する。

別表-2①

## 考查項目別運用表

(主任監督員)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

考查項目	細別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	II. 工程管理	工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である	
		<input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 <input type="checkbox"/> ③近隣住民（入居官署等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ④配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 <input type="checkbox"/> ⑤その他 理由： 詳細評価内容					
		評価＝	※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して a, b, c, d, e 評価を行う。				
	III. 安全対策	a	b	c	d	e	
		安全対策が優れている	安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である	
		<input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 <input type="checkbox"/> ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。。 <input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由： 詳細評価内容					
		評価＝	※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して a, b, c, d, e 評価を行う。				
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	a	a'	b	b'	c	
		地域への貢献が優れている	地域への貢献がやや優れている	地域への貢献が良好である	地域への貢献がやや良好である	他の評価に該当しない	
		<input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 <input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 <input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 <input type="checkbox"/> ⑥地域生活に密着したゴミ拾い、清掃等のボランティア活動等を積極的に行った。 <input type="checkbox"/> ⑦その他 理由： 詳細評価内容					
		評価＝	※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して a, a', b, b', c 評価を行う。				

※1. 主任監督員は、一般監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※3. 地域への貢献度とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

別表-2②

考査項目別運用表(公共建築工事)

主任監督員用  
(特性1／2)

考査項目	評価対象項目	
4. 工事特性 (施工条件等 への対応)	<p>■建物規模への 対応</p> <p>※下記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 延べ面積10,000m<sup>2</sup>以上の建物 <input type="checkbox"/> 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 <input type="checkbox"/> 大空間のホール等を有する建物 <input type="checkbox"/> その他 理由:</p>	
	評点=	詳細評価内容
	<p>■建物固有の機能 の難しさへの対応</p> <p>※下記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 対象建物の耐震レベル <input type="checkbox"/> 建物機能の特殊性 <input type="checkbox"/> その他 理由: [評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属す 工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物</p>	
	評点=	詳細評価内容
	<p>■建物固有の施工 技術の難しさへの 対応</p> <p>※下記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合(総合評価における技術提案 は除く) <input type="checkbox"/> 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 <input type="checkbox"/> 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 <input type="checkbox"/> その他 理由: [評価技術事例]  ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要 とする改修工事</p>	
	評点=	詳細評価内容

別表-2③

考査項目別運用表(公共建築工事)

主任監督員用  
(特性2/2)

考査項目	評価対象項目	
4. 工事特性 (施工条件等 への対応)	<p>■厳しい自然・地盤 条件への対応</p> <p>※下記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば2点の加点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)</li> <li><input type="checkbox"/> 軟弱地盤、支持地盤の影響</li> <li><input type="checkbox"/> 雨・雪・風・気温等の影響</li> <li><input type="checkbox"/> その他 理由: [評価技術事例] <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水位が高く、ウェルホール等の排水設備が必要な工事</li> <li>・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事</li> <li>・冬期施工のため、大規模な雪寒冬廻いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スケジュールの制限を受けた工事</li> </ul> </li> </ul>	評点=
	詳細評価内容	
	<p>■厳しい周辺環境 、社会条件との 対応</p> <p>※下記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば2点の加点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 地中埋設物等の作業障害</li> <li><input type="checkbox"/> 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物</li> <li><input type="checkbox"/> 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮</li> <li><input type="checkbox"/> 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮</li> <li><input type="checkbox"/> その他 理由: [評価技術事例] <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事</li> <li>・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事</li> <li>・場内に污水処理装置(水替え)を必要とする工事</li> <li>・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事</li> <li>・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事</li> </ul> </li> </ul>	評点=
	詳細評価内容	
■施工現場での 対応	<p>※下記の対応事項に1つのレ点が付けば2.5点の加点とし、最大6点とする。</p> <p>[長期工事における安全確保への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事(ただし全面一時中止期間は除く)</li> </ul> <p>[災害等での臨機の措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事</li> </ul> <p>[施工状況(条件)に対応した施工・工法等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事</li> <li><input type="checkbox"/> 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事</li> <li><input type="checkbox"/> 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事</li> <li><input type="checkbox"/> 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が厳しい工事</li> <li><input type="checkbox"/> 調整を要する他工事(同一及び近接工区)の請負者が複数ある工事</li> <li><input type="checkbox"/> 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事</li> <li><input type="checkbox"/> 特殊な室などで、工種が幅狭く困難な調整を要する工事</li> <li><input type="checkbox"/> 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事</li> <li><input type="checkbox"/> 同一敷地内における施設を使用しながらの工事で、工程の制約等が厳しい工事</li> <li><input type="checkbox"/> その他 理由:</li> </ul>	(最大20点)
評点計=	評点=	詳細評価内容

※1. 工事特性は、最大16点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えて良い。

※2. 一般監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、主任監督員の意見も参考に評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

## 考査項目別運用表

主任監督員用

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
	点数	措置内容
8. 法令遵守等	<input type="checkbox"/>	該当無し
	<input type="checkbox"/> -20点	1. 指名停止3ヶ月以上
	<input type="checkbox"/> -15点	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	<input type="checkbox"/> -13点	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	<input type="checkbox"/> -10点	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満
	<input type="checkbox"/> -8点	5. 文書注意
	<input type="checkbox"/> -5点	6. 口頭注意
	<input type="checkbox"/> -3点	7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がかかった場合（不間で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。）
	<input type="checkbox"/> -1点	8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等
<p>① 本考査項目（8. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（一般又は主任監督員からの文書注意、口頭注意等）は、一般又は主任監督員の評価対象項目である安全対策において減点をする。</p> <p>⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。</p> <p>⑥ 原則として、法令遵守等の該当項目一覧表によることとするが、やむを得ずこれによれないときは、各機関で定めることができることとする。</p>		
<p>[上記で評価する場合の適応事例]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</li> <li>2 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</li> <li>3 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</li> <li>4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。</li> <li>6 建設業法に違反する事実が判明した。例）一括下請負、技術者の専任違反等</li> <li>7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</li> <li>8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>9 監督又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</li> <li>10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</li> <li>11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。</li> <li>12 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業会員等、暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>14 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</li> <li>15 引渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。</li> <li>16 低コスト調査で虚偽の報告があった。</li> <li>17 請負者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</li> <li>18 その他 理由：</li> </ol>		

別表-3①

## 検査項目別運用表

( 検 査 員 )

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
2. 施工状況	I 施工管理	施工管理が特に優れている	施工管理が優れている	施工管理が特に良好である	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である
		<p>「評価対象項目」</p> <p>□□ ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。</p> <p>□□ ②施工計画書が設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。</p> <p>□□ ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。</p> <p>□□ ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。</p> <p>□□ ⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。</p> <p>□□ ⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。</p> <p>□□ ⑦一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。</p> <p>□□ ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。</p> <p>□□ ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形・品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。</p> <p>□□ ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。</p> <p>□□ ⑪工事の関係書類及び資料整理がよい。</p> <p>□□ ⑫分離発注工事や他工種との納まり等について、十分検討されたものであった。</p> <p>□□ ⑬その他 理由 :</p> <p>該当項目が 90% 以上 · · · · · a 該当項目が 80% 以上 ~ 90% 未満 · · a' 該当項目が 70% 以上 ~ 80% 未満 · · b 該当項目が 60% 以上 ~ 70% 未満 · · b' 該当項目が 50% 以上 ~ 60% 未満 · · c 該当項目が 50% 未満 · · · · · d</p>		<p>(減点) 該当すれば d 評価とする。</p> <p>□ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。</p> <p>(減点) 該当すれば e 評価とする。</p> <p>□ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかつた。</p>				

別表-3②

## 考査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形が特に優れている	出来形が優れている	出来形が特に良好である	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である
		[評価対象項目]						
		□□ ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □□ ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □□ ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 □□ ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 □□ ⑤出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 □□ ⑥現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 □□ ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 □□ ⑧不可視部分の出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 □□ ⑨解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切に処分をしていることが確認できる。 □□ ⑩その他 理由： 該当項目が 90 %以上・・・・・・ a 該当項目が 80 %以上～90 %未満・・・ a' 該当項目が 70 %以上 80 %未満・・・ b 該当項目が 60 %以上～70 %未満・・・ b' 該当項目が 50 %以上 60 %未満・・・ c 該当項目が 50 %未満・・・・・・ d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 ( % ) = ( 評価数 / 対象評価項目数 ) × 100	(減点) 該当すれば d 評価とする。 □ 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。	(減点) 該当すれば e 評価とする。 □ 出来形が不適切であったため、工事請負契約書第 3.2 条に基づく修補指示を検査職員が行った。		

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別表-3③

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
		[評価対象項目]						
		□□ ①材料・製品の品質が製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 □□ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 □□ ③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 □□ ④品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 □□ ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □□ ⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 □□ ⑦軸体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 □□ ⑧内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 □□ ⑨他の工事（軸体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 □□ ⑩不可視部分の品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 □□ ⑪中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 □□ ⑫元請として、自社の管理基準やチェックリスト等により適切に品質管理されていることが確認できる。 □□ ⑬その他 理由： 該当項目が 90 %以上・・・・・・ a 該当項目が 80 %以上～90 %未満・・・ a' 該当項目が 70 %以上 80 %未満・・・ b 該当項目が 60 %以上～70 %未満・・・ b' 該当項目が 50 %以上 60 %未満・・・ c 該当項目が 50 %未満・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 ( % ) = ( 評価数 / 対象評価項目数 ) × 100	(減点) 該当すれば d 評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。	(減点) 該当すれば e 評価とする。 □ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第 3.2 条に基づく修補指示を検査職員が行った。			

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別表-3④

## 考査項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	II. 品質 電気設備工事	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
〔評価対象項目〕								
<input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ④品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 <input type="checkbox"/> ⑨不可視部分の品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で分かりやすい。 <input type="checkbox"/> ⑫その他 理由： 該当項目が90%以上・・・・・・a 該当項目が80%以上~90%未満・・・a' 該当項目が70%以上80%未満・・・b 該当項目が60%以上~70%未満・・・b' 該当項目が50%以上60%未満・・・c 該当項目が50%未満・・・・d								
(減点) 該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。								
(減点) 該当すればe評価とする。 <input type="checkbox"/> 品質が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。								

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別表-3⑤

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	II. 品質 暖冷房衛生 設備工事	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
〔評価対象項目〕								
<input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ④品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 <input type="checkbox"/> ⑨不可視部分の品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で分かりやすい。 <input type="checkbox"/> ⑫その他 理由： 該当項目が90%以上・・・・・・a 該当項目が80%以上~90%未満・・・a' 該当項目が70%以上80%未満・・・b 該当項目が60%以上~70%未満・・・b' 該当項目が50%以上60%未満・・・c 該当項目が50%未満・・・・d								
(減点) 該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。								
(減点) 該当すればe評価とする。 <input type="checkbox"/> 品質が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。								

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考査項目別運用表

別表-3⑥

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	
3. 出来形及び出来ばえ	III 出来ばえ建築工事	全般的な完成度が特に優れている 「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> ①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 <input type="checkbox"/> ②関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 <input type="checkbox"/> ④仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 <input type="checkbox"/> ⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全般的な美観が良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥材料・製品の割付や通り等が良く、全般的な出来ばえが良好である。 <input type="checkbox"/> ⑦保全に配慮した施工がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑧その他 理由：	全般的な完成度が優れている 全般的な完成度が特に良好である	全般的な完成度が優れている 全般的な完成度が良好である	全般的な完成度が特に良好である 該当項目が6項目以上・・・・・ 該当項目が5項目・・・・・ 該当項目が4項目・・・・・ 該当項目が3項目・・・・・ 該当項目が2項目・・・・・ 該当項目が1項目以下・・・・・	全般的な完成度が良好である a a' b b' c d	全般的な完成度が適切である 全般的な完成度が劣っている (減点) 該当すればd評価とする □出来ばえが劣っている。	全般的な完成度が劣っている

※1. 全般的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全般的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

別表-3⑦

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	III 出来ばえ電気設備工事	全般的な完成度が特に優れている 「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> ①きめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> ②関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 <input type="checkbox"/> ④環境負荷低減への対策が優れている。 <input type="checkbox"/> ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由：	全般的な完成度が優れている 全般的な完成度が特に良好である	全般的な完成度が良好である 該当項目が5項目以上・・・・・ 該当項目が4項目・・・・・ 該当項目が3項目・・・・・ 該当項目が2項目・・・・・ 該当項目が1項目・・・・・ 該当項目が0項目・・・・・	全般的な完成度が適切である a a' b b' c d	全般的な完成度が劣っている (減点) 該当すればd評価とする □出来ばえが劣っている。	

※1. 全般的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全般的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

別表-3⑧

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	III 出来ばえ暖冷房衛生設備工事	全般的な完成度が特に優れている 「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> ①きめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> ②関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 <input type="checkbox"/> ④環境負荷低減への対策が優れている。 <input type="checkbox"/> ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由：	全般的な完成度が優れている 全般的な完成度が特に良好である	全般的な完成度が良好である 該当項目が5項目以上・・・・・ 該当項目が4項目・・・・・ 該当項目が3項目・・・・・ 該当項目が2項目・・・・・ 該当項目が1項目・・・・・ 該当項目が0項目・・・・・	全般的な完成度が適切である a a' b b' c d	全般的な完成度が劣っている (減点) 該当すればd評価とする □出来ばえが劣っている。	

※1. 全般的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全般的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）

基本事項

1. 別紙一1 「考査項目別運用表（公共建築工事）」のうち、一般監督員の評価を行うために、監督職員が現場において使用するものとする。ただし、工事規模、工期等により、使用しなくてもよいものとする。
2. かっこ内の文字（○○）は説明文である。
3. 原則として記載されたチェック項目を使用することとするが、各機関の工事内容等により、該当しないものは削除してよいものとする。
4. 記載されたもの以外にチェック項目が必要な場合は、各機関が考査項目を勘案のうえ、追加してよいものとする。
5. 各評価項目の文面は、各機関の実状に合わせて変更してもよいものとする。ただし、評価内容は変更しないものとする。

別表-4

1. 工事名		事務所名 :
2. 請負者名		一般(主任)監督員名 :
3. 工期		主任(総括)監督員名 :

①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督職員等が確認する。

②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□にレマークを記入する。(必要に応じて指示事項等を記入してもよい。)備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

#### 「施工プロセス」のチェックリスト

考 査 項 目	細 確 認 項 目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)								備 考
			着手前	施工中				完成時			
施工体制一般	I ○品質・安全管理体制	・品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。 (施工計画書提出時)		( / ) □							
	○建設業退職金共済制度	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後、増額変更後)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (施工中適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。 (施工中1回程度)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
	○請負代金内訳書	・請負代金内訳書を契約締結後14日以内に提出した。 (契約後)	( / ) □								
	○労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。 (施工中1回程度)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
	○建設業許可標識	・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。 (全ての下請業者を含む)(施工中1回程度)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
	○施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料	・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 (提出義務のない工事は、下請業者を含む作業分担に関する資料でよい。) (施工時の当初、変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		・施工体制台帳に下請負契約書等(写)(再下請業者を含む。)を添付している。 (施工時の当初、変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		・施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。 (施工時1回/月程度)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。 (下請工事がある全ての工事に適用する。)(施工時の当初、変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	

「施工プロセス」のチェックリスト

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)									備 考
				着手前	施工中						完成時		
施工体制	Ⅱ 配置技術者 ／現場代理人・監理技術者・主任技術者	○工事実績情報	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(祝日を除く)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督職員に提出した。 (契約後、変更後、完成時)	( / ) <input type="checkbox"/>									
		○現場代理人	・現場に常駐している。 (施工中1回/月程度)		( / ) <input type="checkbox"/>								
		○監理技術者(主任技術者)の専任制等	・監督職員への通知、報告、申し出等を書面で行っている。 (施工中適宜)		( / ) <input type="checkbox"/>								
		○専門技術者の配置	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 (着手前)	( / ) <input type="checkbox"/>									
		○作業主任者の選任	・配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。 (着手前)	( / ) <input type="checkbox"/>									
		○施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。	・工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。 (専任義務は建築一式工事5,000万円以上、その他工事2,500万円以上) (施工中1回/月程度)		( / ) <input type="checkbox"/>								
		○下請負者の把握	・指名停止期間中でない。 (施工中適宜)		( / ) <input type="checkbox"/>								
		○設計図書の照査等	・契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工中適宜)	( / ) <input type="checkbox"/>									
		○施工計画書	・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工中適宜)	( / ) <input type="checkbox"/>									
施工状況	Ⅰ 施工管理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理 ・出来形、品質管理	・施工に先立ち設計図書等の内容を反映したものを提出した。 (着手前、変更時)	( / ) <input type="checkbox"/>									
		○建設副産物及び建設廃棄物	・記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工中適宜)		( / ) <input type="checkbox"/>								
		○施工管理 ・建築材料、機材の管理 ・出来形、品質管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 (施工中適宜)		( / ) <input type="checkbox"/>								
		○日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。	・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 (施工中適宜)		( / ) <input type="checkbox"/>								
		○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 (施工中適宜)		( / ) <input type="checkbox"/>								
		○再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書	・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工中適宜)		( / ) <input type="checkbox"/>								

「施工プロセス」のチェックリスト

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)								備 考
				着手前	施工 中						完成時	
施工 状 況	II 工 程 管 理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 (着手前、施工中適宜)	( / ) <input type="checkbox"/>								
			・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている (施工中適宜)。		( / ) <input type="checkbox"/>							
	III 安 全 対 策	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。 (必要に応じ、以下の内容をチェックする)		( / ) <input type="checkbox"/>							
			①災害防止協議会等 (施工中適宜)									
			②店舗パトロール (施工中 1回/月 程度)									
			③安全教育・訓練等 (施工中適宜)									
			④安全巡視、TBM、KY等 (施工中適宜)									
	○仮設備点検等	○仮設備点検等	⑤新規入場者教育 (施工中適宜)									
			・仮設備点検等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容をチェックする)		( / ) <input type="checkbox"/>							
			①過積載防止対策 (施工中適宜)									
			②機械・車両等点検整備等 (施工中 1回/月 程度)									
			③重機操作時安全点検記録等 (施工中適宜)									
	IV 対 外 関 係	○関係機関等	④山留め、仮締切等の点検及び管理記録 (施工中適宜)									
			⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録 (施工中適宜)									
			・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。 (必要に応じ、下記の内容をチェックする)		( / ) <input type="checkbox"/>							
			①関係官署 (施工中適宜)									
			②近隣住民・入居官署等 (施工中適宜)									
			③関連工事等 (施工中適宜)									

## 工事技術的難易度評価手順

1. 工事技術的難易度評価表「別記様式第1－1及び1－2」の記入は、次の手順により行うものとする。

### 手順1 建物機能

評価対象工事に含まれる最も工事難易度の高い建物機能で評価する。

### 手順2 小項目の評価

各小項目の評価は、別紙2－1及び2－2「工事技術的難易度評価の小項目別運用表」の評価対象事項欄を基に、各小項目の評価をA、B、Cで行い、別記様式第1－1及び1－2に記入する。

### 手順3 大項目の評価

各大項目の評価は、手順2の各小項目ごとの評価結果から表－1の判定基準に基づき、大項目の評価をA、B、Cで行い、別記様式第1－1及び1－2に記入する。

**表－1 大項目判定基準**

大項目評価	小項目評価
A	対象大項目に対応する各小項目にA判定が1つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価にB判定が1つ以上あり、かつ、A判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目にA若しくはB判定がない。

「特別考慮要因」とは新工法の採用、超大規模建物、大規模地震災害後の緊急普及等、とりわけ難度の高い条件の場合をいう。

### 手順4 工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表－2の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式第1－1及び1－2に示される特別考慮因子が存在する場合には、特別考慮要因のA、Bの判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価にA判定が1つあり、かつ、B判定が3個以下の場合は、「やや難」と判定することを標準とするが、A判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判断してもよいものとする。

表－2 「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」の判定	大項目評価
難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大項目の評価にA判定が2つ以上ある。</li> <li>・大項目の評価にA判定が1つあり、かつ、B判定が4個以上ある。</li> <li>・大項目の評価にA判定が1つあり、かつ、B判定が3個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。</li> </ul>
やや難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大項目の評価にB判定が1つ以上あり、かつ、A判定がない。</li> <li>・大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつ、B判定が3個以下である。</li> </ul>
易	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。</li> </ul>

#### 手順5 工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順4の判定結果から工事難易度評価方法(別紙－3)により評価を行い、工事難易度「I～VI」を別記様式1－1及び1－2に記入する。

※小項目の評価を行う際は「小項目評価の運用(別紙4－1 建築)、(別紙4－2 電気設備)、(別紙4－3 機械設備)」を参考とする。

## 工事技術的難易度評価表(建築)

年 月 日作成

工事名				契約金額(最終)	
請負業者名				工期(最終)	~
大項目	評価項目 評価	評価内容			
		小項目	評価		
1. 建物条件	①規模				
	②構造				
	③形状				
	④その他				
2. 技術特性	①工法等				
	②その他				
3. 自然条件	①支持地盤				
	②山留め・止水				
	③気象・海象				
	④その他				
4. 社会条件	①仮設条件				
	②地中障害物				
	③近接施工				
	④騒音・振動				
	⑤水質汚濁				
	⑥その他				
5. マネジメント特性	①他工区調整				
	②住民対応				
	③関係機関対応				
	④工程管理				
	⑤品質管理				
	⑥安全管理				
	⑦その他				
6. 特別考慮要因	—				
建物機能		技術的難易度評価			
		「易、やや難、難」評価			

※評価内容には、規模等具体的な状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

## 工事技術的難易度評価表(設備)

年 月 日作成

工事名				契約金額(最終)	
請負業者名				工期(最終)	~
評価項目				評価内容	
大項目	評価	小項目	評価		
1.設備システム 種別条件 *1		①システム種別			
		②システム規模			
		③その他			
2.技術特性		①工法等			
		②その他			
3.設備システム 複合条件		①システム間複合度			
		②システム複雑度			
		③その他			
4.社会条件		①仮設条件			
		②地中障害物			
		③近接施工			
		④騒音・振動			
		⑤水質汚濁			
		⑥その他			
5.マネジメント特性		①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
6.特別考慮要因	—				
建物機能			技術的難易度評価		
			「易、やや難、難」評価		

※評価内容には、規模等具体的な状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

注) \*1: 照明制御、火災報知設備方式、空調方式、給水方式について評価する。

## 工事技術的難易度評価の小項目別運用表(建築)

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項)
1. 建物条件	①規模	建物の延べ面積
	②構造	建物の構造種別、特殊構造
	③形状	建物の形状の複雑さ
	④その他	建物構造の補強等、特殊な工事対象等
2. 技術特性	①工法等	建物の総階数、工法、使用材料等
	②その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮
3. 自然条件	①支持地盤	地下階数、地下階深度、杭に及ぼす支持地盤の影響等
	②山留め・止水	湧水の発生、掘削作業時等に対する地下水位の影響等
	③気象・海象	施工の制約を受ける特殊な気象・海象条件
	④その他	地すべり等の地質条件等、改修の場合は施工計画上詳細調査が必要な場合等
4. 社会条件	①仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約
	②地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	③近接施工	工事に影響する架空線・建物等の近接物
	④騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮
	⑤水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑥その他	ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策
5. マネジメント特性	①他工区調整	近接工区、他工事(他工区発注予定を含み、設備工事は除く)との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関等との調整
	④工程管理	工期・工程の制約への対応
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ(特殊仕様への対応等を含む)
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止
	⑦その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等

## 〔評価方法〕

以下の3ランクの評価を行う。

A: 特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」

B: 困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」

C: 一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

## 工事技術的難易度評価の小項目別運用表(設備)

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項)
1. 設備システム 種別条件 *1	①システム種別	システムのレベル
	②システム規模	システムの規模
	③その他	既存システムへの影響度
2. 技術特性	①工法等	建物の総階数、工法、使用材料等
	②その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮
3. 設備システム 複合条件	①システム間複合度	システムの多さと複合度合い
	②システム複雑度	重要システムの複雑さ
	③その他	特殊なシステムの採用、改修の場合は施工計画上詳細調査が必要な場合等
4. 社会条件	①仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約
	②地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	③近接施工	工事に影響する架空線・建物等の近接物
	④騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮
	⑤水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑥その他	ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策
5. マネジメント特性	①他工区調整	近接工区、他工事(他工区発注予定を含み、同一工区の建築・機械設備工事等は含まない)との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関等との調整
	④工程管理	工期・工程の制約への対応
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ(特殊仕様への対応を含む)
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止
	⑦その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等

以下の3ランクの評価を行う。

A: 特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」

B: 困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」

C: 一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

注) \*1: 照明制御、火災報知設備方式、空調方式、給水方式について評価する。

## 工事難易度評価方法

大項目の評価を踏まえ、建物機能に応じ、以下の I ~ VIに評価する。

建物機能分類	建物例	I	II	III	IV	V	VI
1. 簡易	倉庫、車庫等	易	やや難	難			
2. 一般	庁舎、研修施設等		易	やや難	難		
3. 特殊	美術館、研究施設等			易	やや難	難	特に難

※特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、「難」より上位のランクに評価する。また、特に小規模な建物、施工条件等が全般にわたり平易な場合等については、「易」の1ランク下に評価する。

## 小項目評価の運用(建築)

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）	具体的事例(評価A)	具体的事例(評価B)	具体的事例(評価C)	備考
1 建物条件	1 規模	建物の延べ面積	建物の延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上	建物の延べ面積 3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満	建物の延べ面積 3,000m <sup>2</sup> 未満	
	2 構造	建物の構造種別、特殊構造	SRC造、S造(ビルト材の2方向ラーメン、大スパンの型鋼の2方向ラーメン)	PC造、S造(型鋼の2方向ラーメン、大スパンの1方向ラーメン)	CB造等簡易、S造(1方向ラーメン)	
	3 形状	建物形状の複雑さ	形状が複雑	形状がやや複雑	形状が複雑ではない	
	4 その他	建物構造の補強等 特殊な工事対象等	特に困難で高度な技術を要する構造補強または特殊工事	評価A、C以外	通常の技術で対応可能な構造補強または特殊工事	
2 技術特性	1 工法等	建物の総階数、工法、使用材料等	・総階数9階以上又は建物高さ31m以上 ・特殊仕様(特殊仕上げ、特殊杭工法、免震構造、一部PRC構造等)	評価A、C以外	総階数が2階以下	
	2 その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合に既存との競合度合いを考慮	・総プロ、パイロット事業対象工事で難しいものあり ・既存部分との競合度合いが複雑	・総プロ、パイロット事業対象工事のうち比較的簡単なもの ・既存部分との競合度合いがやや複雑	・評価A、Bに該当しない ・単独施工、既存部分との競合が無い	
3 自然条件	1 支持地盤	地下階数、地下深度、杭に及ぼす支持地盤	地下2階以上 地下1階で深度10m以上または軟弱地盤	地下1階 地下無しで軟弱地盤	特に困難でない	
	2 土留め・止水	湧水の発生、掘削作業時等に対する地下水位の影響等	湧水の発生が多く、掘削作業時の影響が大きい	湧水の発生があるが、掘削作業時の影響が小さい	湧水の発生がほとんど無く、掘削作業時の影響がない	
	3 気象・海象	施工の制約を受ける特殊な気象・海象条件	施工制約が厳しい	施工制約がある	特になし	
	4 その他	地滑り等の地質条件等、改修の場合は施工計画上詳細な調査が必要な場合等	・条件が厳しい ・改修の場合で縦密な調査が必要	・条件があるが対応容易・改修の場合で調査が必要であるが、対応容易	特になし	
4 社会条件	1 仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約	仮設条件の制約が厳しい	仮設条件に制約があるが、対処は比較的容易	特になし	
	2 地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物	対処困難な障害物がある	障害物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	3 近接施工	工事に影響する架空線、建物等の近接物	対処困難な近接物がある	近接物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	4 騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	騒音振動等に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	5 水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	水質汚濁に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	6 その他	ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	該当するものがあるが、対処は比較的容易	特になし	
5 マネジメント特性	1 他工区調整	近接工区、他工事(他工区発注予定を含み、設備工事は除く)との工程調整	特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある	調整を要する他工事(近接工区)の請負者がある	調整を要する他工事(近接工区)の請負者なし	
	2 住民対応	近隣住民との対応	特に慎重な対応が求められる	一般的な対応が必要	特に必要なし	
	3 関係機関対応	関係行政機関等との調整	特に慎重な調整が必要	一般的な調整が必要	特に必要なし	
	4 工程管理	工期・工程の制約への対応	・工期・工程が特に厳しい ・執務しながらの改修工事で特に制約が多い	・工期・工程がやや厳しい ・執務しながらの改修工事で制約が多い	標準的な工期・工程	
	5 品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ(特殊仕様への対応を含む)	特に厳しい品質管理が必要	やや厳しい品質管理が必要	標準的な品質管理	
	6 安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止	外来者の多い施設で、工事範囲が外来者・通行人等の動線と近接	外来者の多い施設だが、外来者・通行人等との明確な動線分離が可能	特になし	
	7 その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等	・被災時の応急復旧工事 ・アスベスト等の処理が必要	PCB・SF6ガス・フロンガス等の処理が必要	特になし	

様式4-2

## 小項目評価の運用(電気)

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）	具体的な事例（評価A）	具体的な事例（評価B）	具体的な事例（評価C）	備考
1. 設備システム 種別条件	(1)システム種別	システムのレベル	照明制御(主要執務室の昼光利用照度制御) 火災報知設備の受信機がR型	主要執務室のタイムスケジュール点滅制御 火災報知設備の受信機がP型10回線以上かつ自動閉鎖設備と連動あり	照明制御なし 評価B未満	上下段の評価のうち主たる種目の評価を採用する
	(2)システム規模	システムの規模	一般事務庁舎の延べ面積10,000m <sup>2</sup> 以上に相当	一般事務庁舎の延べ面積3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満に相当	一般事務庁舎の延べ面積3,000m <sup>2</sup> 未満に相当	
	(3)その他	既存システムへの影響度	既存システムを使用しながら一部の既存機器を再利用するグレードアップ改修工事	評価A、Cに該当しない	既存撤去後に同程度のシステムを新設(システム完全停止が可能)	
2. 技術特性	(1)工法等	建物の総階数、工法、使用材料等	・総階数9階以上又は建物高さ31m以上 ・免震構造または設備に影響の大きい耐震改修工事	評価A、Cに該当しない	総階数が2階以下	
	(2)その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮	・総プロ、バイロット事業対象工事のうち比較的簡単なもの ・既存システムと複雑に競合する	・総プロ、バイロット事業対象工事のうち比較的簡単なもの ・既存システムとやや複雑に競合する	・評価A、Bに該当しない ・単独施工、既存と分離可能	
3. 設備システム 複合条件	(1)システム間複合度	システムの多さと複合度合い	通信関係の工事種目が8以上で、連携する工事種目が4以上又は光ファイバーを使用するLAN設備がある	評価A、C以外又はメタルワイヤーLAN設備がある	通信関係の工事種目が5以下で、連携する工事種目及びLAN設備なし	上下段の評価のうち主たる種目の評価を採用する
	(2)システム複雑度	重要システムの複雑さ	受変電設備容量1,000kVAを超える高圧閉鎖型配電盤、常用発電(コージェネを含む)、スポットネットワーク受電、特別高圧受電、その他特に複雑なシステムがある	・受変電設備容量が1,000kVA以下のキューピカル型配電盤であり、かつ非常用自家発電設備、UPS、太陽光発電等のいずれかがある	特になし	
	(3)その他	特殊なシステムの採用、改修の場合は施工計画上詳細調査が必要な場合等	・RI取り扱い施設、電磁シールドルーム、バイオハザードクリーンルーム、恒温恒湿室等あり ・その他特に施工が難しい設備がある	・実験設備、特殊照明設備、特殊音響設備、特殊映像設備等あり・その他施工が難しい設備がある	特になし	
4. 社会条件	(1)仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約	仮設条件の制約が厳しい	仮設条件に制約があるが、対処は比較的容易	特になし	
	(2)地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物	対処困難な障害物がある	障害物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	(3)近接施工	工事に影響する架空線、建物等の近接物	対処困難な近接物がある	近接物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	(4)騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	騒音・振動等に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	(5)水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	水質汚濁に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	(6)その他	ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	該当するものがあるが、対処は比較的容易	特になし	
5. マネジメント特性	(1)他工区調整	近接工区、他工事(他工区発注予定を含み、同一工区の建築・機械設備工事等は含まれない)との工程調整	特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある	調整を要する他工事(近接工区)の請負者がある	調整を要する他工事(近接工区)の請負者なし	
	(2)住民対応	近隣住民との対応	特に慎重な対応が求められる	一般的な対応が必要	特に必要なし	
	(3)関係機関対応	関係行政機関等との調整	特に慎重な調整が必要	一般的な調整が必要	特に必要なし	
	(4)工程管理	工期・工程の制約への対応	・工期・工程が特に厳しい ・執務しながらの改修工事で特に制約が多い	・工期・工程がやや厳しい ・執務しながらの改修工事で制約が多い	標準的な工期・工程	
	(5)品質管理	品質管理の煩雜さ・複雑さ(特殊仕様への対応を含む)	特に厳しい品質管理が必要	やや厳しい品質管理が必要	標準的な品質管理	
	(6)安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止	外來者の多い施設で、工事範囲が外來者・通行人等の動線と近接	外來者の多い施設だが、外來者・通行人等との明確な動線分離が可能	特になし	
	(7)その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等	・被災時の応急復旧工事 ・アスベスト等の処理が必要	PCB・SF6ガス・フロンガス等の処理が必要	特になし	

様式4-3

## 小項目評価の運用(機械)

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）	具体的事例(評価A)	具体的事例(評価B)	具体的事例(評価C)	備考
1. 設備システム 種別条件	(1)システム種別	システムのレベル	変風量・変流量方式空調	ファンコイルユニット・ダクト併用方式空調	定風量單一ダクト方式空調	工・下段の評価のうち主たる種目の評価を採用する
	(2)システム規模		高置タンク給水方式+減圧弁装置またはポンプ直送方式給水	高置タンク給水方式	直結給水方式	
	(3)その他	システムの規模	一般事務庁舎の延べ面積10,000m <sup>2</sup> 以上に相当	一般事務庁舎の延べ面積3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満に相当	一般事務庁舎の延べ面積3,000m <sup>2</sup> 未満に相当	
2. 技術特性	(1)工法等	既存システムへの影響度	既存システムを使用しながら一部の既存機器を再利用するグレードアップ改修工事	評価A、Cに該当しない	既存撤去後に同程度のシステムを新設(システム完全停止が可能)	
	(2)その他	建物の総階数、工法、使用材料等	・総階数9階以上又は建物高さ31m以上 ・免震構造または設備に影響の大きい耐震改修工事	評価A、Cに該当しない	総階数が2階以下	
3. 設備システム 複合条件	(1)システム間複合度	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮	・総プロ、パイロット事業対象工事で難しいものあり ・既存システムと複雑に競合する	・総プロ、パイロット事業対象工事のうち比較的簡単なもの ・既存システムとやや複雑に競合する	・評価A、Bに該当しない ・単独施工、既存と分離可能	
	(3)その他		システムの多さと複合度合い	排煙設備、自動制御、特殊空調、中央機械室有り、中央監視室有り 上記の項目のうち該当が4項目以上	排煙設備、自動制御、特殊空調、中央機械室有り、中央監視室有り 上記の項目のうち該当が3項目以上	排煙設備、自動制御、特殊空調、中央機械室有り、中央監視室有り 上記の項目のうち該当が2項目以下
		特殊なシステムの採用、改修の場合は施工計画上詳細調査が必要な場合等	・R/I取り扱い施設、電磁シールドルーム、バイオハザードクリーンルーム、恒温恒湿室等あり ・その他施工が難しい設備がある	・実験設備、蒸気設備、蓄熱設備、太陽熱利用設備、ごみ処理設備等あり ・その他施工が難しい設備がある	特になし	上下段の評価のうち主たる種目の評価を採用する
4. 社会条件	(1)仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約	仮設条件の制約が厳しい	仮設条件に制約があるが、対処は比較的容易	特になし	
	(2)地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物	対処困難な障害物がある	障害物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	(3)近接施工	工事に影響する架空線、建物等の近接物	対処困難な近接物がある	近接物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	(4)騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	騒音・振動等に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	(5)水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	水質汚濁に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	(6)その他	ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	該当するものがあるが、対処は比較的容易	特になし	
5. マネジメント特性	(1)他工区調整	近接工区、他工事(他工区発注予定を含み、同一工区の建築・電気設備工事等は含まない)との工程調整	特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある	調整を要する他工事(近接工区)の請負者がある	調整を要する他工事(近接工区)の請負者なし	
	(2)住民対応	近隣住民との対応	特に慎重な対応が求められる	一般的な対応が必要	特に必要なし	
	(3)関係機関対応	関係行政機関等との調整	特に慎重な調整が必要	一般的な調整が必要	特に必要なし	
	(4)工程管理	工期・工程の制約への対応	・工期・工程が特に厳しい ・執務しながらの改修工事で特に制約が多い	・工期・工程がやや厳しい ・執務しながらの改修工事で制約が多い	標準的な工期・工程	
	(5)品質管理	品質管理の煩雜さ・複雜さ(特殊仕様への対応を含む)	特に厳しい品質管理が必要	やや厳しい品質管理が必要	標準的な品質管理	
	(6)安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止	外來者の多い施設で、工事範囲が外來者、通行人等の動線と近接	外來者の多い施設だが、外來者・通行人等との明確な動線分離が可能	特になし	
	(7)その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等	・被災時の応急復旧工事 ・アスベスト等の処理が必要	フロンガス・PCB・SF6ガス等の処理が必要	特になし	

## 10. 工事成績評定通知要領

【土木・建築共通】

# 佐賀県工事成績評定通知要領

## (目的)

第1条 本要領は、佐賀県土木工事検査要領第11条、建築・設備工事検査要領第11条第2項及び建築・設備工事監督要領第12条第3項に基づき工事成績の評定及び工事技術的難易度の評価（以下「評定点等」という。）について、通知、説明請求及び評定点の修正に関する事項を定めるものである。

## (対象工事)

第2条 通知の対象とする工事は、地域交流部、農林水産部及び県土整備部における土木工事、建築・設備工事及びその他これらに類する工事とする。

## (評定点等の通知)

第3条 収支等命令者は、評定者から完成検査評定点等の報告がなされた後、当該工事の請負者に評定点等を速やかに通知するものとする。なお、通知は、「工事成績評定通知書」（通知様式）によるものとする。

## (説明請求)

第4条 前条により通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、収支等命令者に評定点等について説明を求めるものとする。

## (説明請求の提出)

第5条 説明請求の提出先は、現地機関の長（以下「所長」という。）、本庁で直接執行する工事は、当該課長あてとする。

## (説明請求に対する回答)

第6条 収支等命令者は、評定点等について通知を受けた請負者から評定点等についての説明を求められた場合、速やかに「工事成績評定に係る説明書」（回答様式）により回答を行うものとする。

2 収支等命令者は、前項の回答をする場合、佐賀県県土整備部（または地域交流部、農林水産部）成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めることができる。

3 委員会は別に定める要領に基づき設置するものとする。

## (評定の修正)

第7条 収支等命令者は、評定点等を通知した後、評定点等を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 収支等命令者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

## 附 則

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年7月30日から施行する。

(通知様式)

○○第○○○○号

年　月　日

請負者 様

取支等命令者

○ ○ ○ ○

## 工事成績評定通知書

下記の工事について、佐賀県工事成績評定要領に基づき評定した結果を次のとおり通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日から14日（県の休日を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により送付いたします。

### 記

1 工事番号	○○○○○○○○	
2 工事名	○○○○ 工事	
3 工期	○○○○年○○月○○日～○○○○年○○月○○日	
4 請負金額	○○○○○○○円	
5 完成検査年月日	○○○○年○○月○○日	
6 成績評定		
①評定点	○○ 点	項目別評定点は
(①修正評定点)	○○ 点	【評定点が修正された場合のみ】) 別表1-1 (土木工事) 別表1-2 (建築工事等)
②工事技術的難易度評価	○	項目別評価表は、 別表2-1 (土木工事) 別表2-2-1 (建築工事) 別紙2-2-2 (建築設備工事)
③工種	○○○○	
7 送付先		
	(本庁契約の場合) 〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県○○○○部○○○○課 (※) 宛 TEL ***-*-*-*	
(現地事務所契約の場合)	〒○○○-○○○○ ○○市○○町○○番地 ○○事務所 総務担当課 宛 TEL ***-*-*-*	

(回答様式)

○○第○○○○号

年　　月　　日

請負者 様

收支等命令者

○ ○ ○ ○

### 工事成績評定に係る説明書（回答）

○○○○年○○月○○日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工 事 名 ○○○○ 工事
- 2 疑問に対する回答

別表1-1(土木工事)

項目別評定点

工事番号:

工事名 :

評価項目	細別	評定／満点
1.施工体制	I.施工体制一般	/ 3.3点
	II.配置技術者	/ 4.1点
2.施工状況	I.施工管理	/ 13.0点
	II.工程管理	/ 8.5点
	III.安全対策	/ 9.2点
	IV.対外関係	/ 3.7点
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形	/ 14.9点
	II.品質	/ 17.4点
	III.出来ばえ	/ 8.5点
4.工事特性	I.施工条件等への対応	/ 6.5点
5.創意工夫	I.創意工夫	/ 5.7点
6.社会性等	I.地域への貢献等	/ 5.2点
7.法令遵守等(減点のみ)		
評定点合計		/ 100点

※評定点は、四捨五入により整数とする。 ○○点

別表1－2(建築工事等)

項目別評定点

工事番号:

工事名 :

評価項目	細別	評定／満点
1.施工体制	I.施工体制一般	／ 3.3点
	II.配置技術者	／ 4.1点
2.施工状況	I.施工管理	／ 13.0点
	II.工程管理	／ 8.5点
	III.安全対策	／ 9.2点
	IV.対外関係	／ 3.7点
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形	／ 14.9点
	II.品質	／ 17.4点
	III.出来ばえ	／ 8.5点
4.工事特性	I.施工条件等への対応	／ 6.5点
5.創意工夫	I.創意工夫	／ 5.7点
6.社会性等	I.地域への貢献等	／ 5.2点
7.法令遵守等(減点のみ)		
評定点合計		／ 100点

※評定点は、四捨五入により整数とする。 ○○点

別表2-1 (土木工事)

## 工事技術的難易度項目別評価表

工事番号:

工事名 :

大項目	評価	小項目	評価
1. 構造物条件		①形状 ②その他	
2. 技術的特性		①工法等	
3. 自然条件		①湧水・地下水 ②軟弱地盤 ③作業道路・ヤード ④気象・海象 ⑤その他	
4. 社会条件		①地中障害物 ②近接施工 ③騒音・振動 ④水質汚濁 ⑤作業道路・ヤード ⑥現道作業 ⑦その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整 ②住民対応 ③関係機関対応 ④工程管理 ⑤品質管理 ⑥安全管理 ⑦その他	
6. 特別考慮要因		—	
工事区分(建物機能分類)			
「易、やや難、難」評価			
技術的難易度評価 (I ~ VI)			

※電気通信設備工事、港湾・空港工事の小項目は、それぞれの小項目を使用する。

別表2-2-1 (建築工事)

工事技術的難易度項目別評価表

工事番号:

工事名 :

大項目	評価	小項目	評価
1. 建物条件		①規模 ②構造 ③形状 ④その他	
2. 技術特性		①工法等 ②その他	
3. 自然条件		①支持地盤 ②山留め・止水 ③気象・海象 ④その他	
4. 社会条件		①仮設条件 ②地中障害物 ③近接施工 ④騒音・振動 ⑤水質汚濁 ⑥その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整 ②住民対応 ③関係機関対応 ④工程管理 ⑤品質管理 ⑥安全管理 ⑦その他	
6. 特別考慮要因		—	
工事区分(建物機能分類)			
「易、やや難、難」評価			
技術的難易度評価 (I ~ VI)			

別表2-2-2 (建築設備工事)

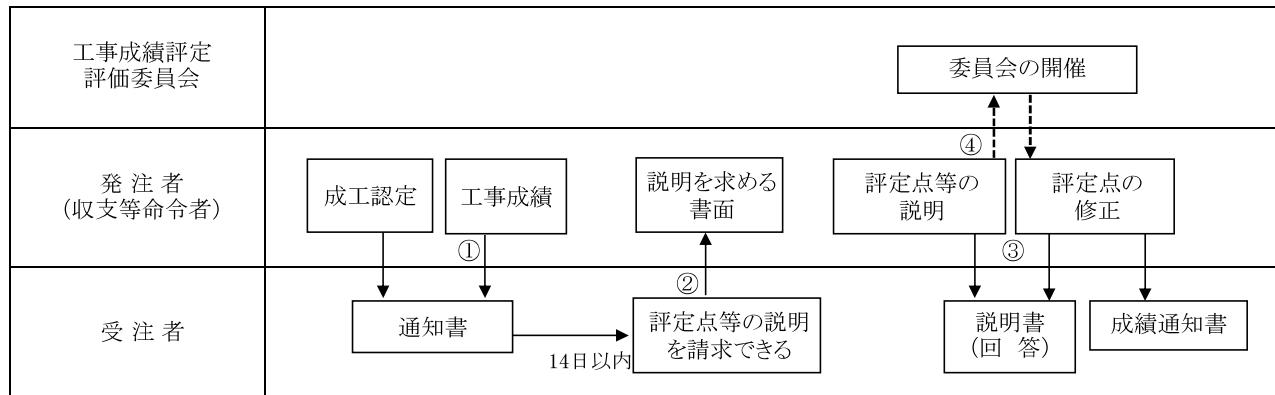
工事技術的難易度項目別評価表

工事番号:

工事名 :

大項目	評価	小項目	評価
1. 設備システム(種別条件)		①システムの種別 ②システムの規模 ③形状 ④その他	
2. 技術特性		①工法等 ②その他	
3. 設備システム(複合条件)		①システム間の複合度 ②システムの複雑度 ③その他	
4. 社会条件		①仮設条件 ②地中障害物 ③近接施工 ④騒音・振動 ⑤水質汚濁 ⑥その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整 ②住民対応 ③関係機関対応 ④工程管理 ⑤品質管理 ⑥安全管理 ⑦その他	
6. 特別考慮要因		—	
工事区分(建物機能分類)			
「易、やや難、難」評価			
技術的難易度評価 (I ~ VI)			

## 工事成績採点の受注業者への通知フロー



- ① 発注者は、成工認定通知書と同時に工事成績評定通知書を受注業者へ通知する。
  - ② 通知を受けた受注業者で、疑問がある場合は発注者へ評定点等の説明を求めることができる。
  - ③ 発注者は、受注者に評定点等の説明回答する。
  - ④ 発注者は、受注者に評定点等の説明回答をする場合、工事成績評定評価委員会の意見を求めることができる。
- 〔・成工認定通知書、工事成績通知書は、收支等命令者まで決済を受け、收支等命令者から通知する。  
・説明書(回答)は、收支等命令者(現地機関、本庁当該課長決裁)から回答する。〕

## 11. 工事等成績評定公表要領

【土木・建築共通】

# 佐賀県工事・業務委託成績評定公表要領

## (目的)

- 第1条 本要領は、佐賀県土木工事検査要領第9条、建築・設備工事検査要領第12条第1項、建築・設備工事監督要領第12条第1項に基づき評価した工事成績の評定、工事技術的難易度の評価（以下「工事評定点」という。）について、公表に関する事項を定めるものである。
- 2 土木設計・調査・測量業務委託検査要領第15条第2項、建築設計及び工事監理業務委託の成績評定要領（以下「建築委託成績評定要領」という。）第7条に基づき評価した業務委託成績の評定（以下「業務委託評定点」という。）について、公表に関する事項を定めるものである。

## (対象工事・業務委託)

- 第2条 工事評定点を公表する対象工事は、佐賀県工事成績評定通知要領（以下「通知要領」という。）第3条に基づき通知を行う工事とする。
- 2 業務委託評定点を公表する対象業務委託は、土木設計・調査・測量業務委託成績評定要領（以下「土木委託成績評定要領」という。）第6条、建築委託成績評定要領第8条に基づき通知を行う業務委託とする。

## (公表の方法)

- 第3条 工事評定点の公表は、工事成績評定通知書を各発注機関において閲覧することにより行うものとする。
- 2 業務委託評定点の公表は、業務委託成績評定通知書を各発注機関において閲覧することにより行うものとする。

## (閲覧の期間)

- 第4条 工事成績評定通知書の閲覧の開始は、通知要領第4条に定める説明請求期間後、速やかに行うものとする。ただし、通知要領第5条に基づく説明請求の提出があった場合は、同要領第6条に定める説明請求に対する回答後とし、同要領第7条に定める工事評定点等の修正を行ったときはその結果を当該受注者に通知した後に、速やかに行うものとする。
- 2 業務委託成績評定通知書の閲覧の開始は、土木委託成績評定要領第7条、又は、建築委託成績評定要領第10条第1項に定める説明請求期間後、速やかに行うものとする。ただし、土木委託成績評定要領第8条、又は、建築委託成績評定要領第10条第2項に基づく説明請求の提出があった場合は、土木委託成績評定要領第9条第1項、又は、建築委託成績評定要領第10条第2項に定める説明請求に対する回答後とし、土木委託成績評定要領第10条、建築委託成績評定要領第9条に定める業務委託評定点の修正を行ったときはその結果を当該受注者に通知した後に、速やかに行うものとする。

3 工事成績評定通知書、業務委託成績評定通知書の閲覧の終了は、閲覧を開始した日の年度の次年度末とする。

(閲覧の手続き)

第5条 閲覧する者は、閲覧受付簿に必要事項を記載することとする。

(説明請求)

第6条 原則として公表した工事成績評定通知書、業務委託成績評定通知書に関する説明請求は、受付けないものとする。

#### 附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

## **12. 成績評定評価委員会設置要領 (県土整備部内)**

**【土木・建築共通】**

# 佐賀県県土整備部成績評定評価委員会設置要領

## (趣旨)

第1条 本要領は、県土整備部に設置する成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関する必要な事項を定めるものである。

## (委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 受注者が説明を求めた場合の回答に係る事項
- (2) 工事成績評定、土木設計・調査・測量業務成績評定及び建築設計・工事監理業務成績評定の修正に係る事項

## (委員会の構成)

第3条 委員会には、次の表の区分により、県土整備部委員会、課内委員会及び事務所委員会を設け、その構成は、次のとおりとする。

名 称	構 成	区 分
県土整備部委員会	委員長 副部長（入札・検査センター担当） 委員 副部長 国土企画課長、建設・技術課長 当該担当課長、当該事務所長 当該担当検査員	○本庁契約 工事請負費： 当初設計金額 5億円以上
課内委員会	委員長 課長 委員 技術監、副課長 当該担当係長、当該担当検査員	○本庁契約 工事請負費： 当初設計金額 5億円未満 委託費：全額
事務所委員会	委員長 事務所長 委員 副所長 総務担当課長、当該担当課長 当該担当係長、当該担当検査員	○事務所契約

2 委員長に事故ある時は、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

## (職務)

第4条 県土整備部委員会及び課内委員会は、本庁契約に係る第2条に掲げる事項を審議する。

2 事務所委員会は、事務所契約に係る第2条に掲げる事項を審議する。

## (委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

(委員会の庶務)

第6条 県土整備部委員会の庶務は入札・検査センターが、課内委員会の庶務は当該課総務担当が、事務所委員会の庶務は各事務所総務担当課が行う。

(附 則)

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。